

■ 2020 年 合格目標

1・2 次上級本科生

1 次上級テキスト

～経営法務～

上 卷

～はじめに 上級本科／単科のカリキュラムについて～

上級本科／単科では、主として令和元年度 1 次試験の当該科目において、残念ながら不合格となってしまった方（60 点未満の方）を対象に、令和 2 年度 1 次試験の当該科目において、合格点を獲得する確率を高めることを主目的としています。

カリキュラムは大きく分けると、以下の 2 つのパートで構成されています。

（1）1 次応用編

① 1 次上級講義（4 回）

1 回目の講義の前半で、令和元年度本試験を含めた当該科目の過去問の特徴や出題傾向、難易度等を分析し、令和 2 年度 1 次試験に向けての対策を明確なものとします。それを受け、頻出領域や重要論点、予想論点等を中心とした解説講義を行い、苦手論点の克服や弱点の補強を図ります。

なお、基礎知識の確認のために、1 次養成答練を自宅学習用の教材として配付致します。

② 1 次上級答練（1 回）

上級講義を受けて、60 分の答練と 80 分の解説講義を行います。上級講義や 1 次養成答練で学んだ基礎知識や重要論点等の早期の習得を図ります。

（2）1 次直前編

① 1 次完成答練（2 回）

これまで学んできた知識等の「本試験問題への対応力」の習得を図ります。より実践的な完成答練に取り組むことにより、本試験での得点力強化を図ります。

② 1 次最終講義（1 回）

1 次試験前の最後の講義になります。これまで学んだ知識等の総整理／総まとめを行います。

※ 上級本科生の方には、1 次公開模試が組み込まれています。

当カリキュラムを十二分に活用されることによって、令和 2 年度 1 次試験における受講生の皆様の合格が磐石なものとなるよう、心より祈念しております。

CONTENTS

上級講義 第1回

【過去問分析編】

1. 出題傾向分析と対策	P. 2
2. 令和元年度 出題分析表	P. 21
3. 令和元年度 本試験問題・正解	P. 23

【上級講義編 1】

1. 会社法（組織再編等）	P. 48
2. 会社法（計算）	P. 77

上級講義 第2回

【上級講義編 2】

3. 会社法（機関・機関設計）	P. 84
4. 会社法（設立）	P. 108
5. 会社法（株式等）	P. 113
6. 会社法（その他の論点）	P. 125
7. 資本市場（金融商品取引法）	P. 127
8. 倒産法制	P. 131

※以下は上級テキスト（下巻）の内容です。

上級講義第3回・4回のコンテンツ（予定）

上級講義 第3回

【上級講義編3】

- 9. 民法等
- 10. 知的財産権（総論）

上級講義 第4回

【上級講義編4】

- 11. 知的財産権（各論）
- 12. その他の法律等
国際取引等

過去問分析編

1. 出題傾向分析と対策
2. 令和元年度 出題分析表
3. 令和元年度 本試験問題・正解

1. 出題傾向分析と対策

(1) 傾 向

① 全体の傾向

1) 設問数および頁数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
設 問 数	25	20	25	25	25
5 択 問 題	0	0	0	0	0
頁 数	22	25	21	24	23

この科目は 60 分科目であるにもかかわらず、なぜか 25 問（一律 4 点配点）にならないという傾向があったが、平成 29 年度以降は 25 問の出題が続いている。

なお、5 択問題の出題は平成 17 年度以降は見られない。

2) 難易度

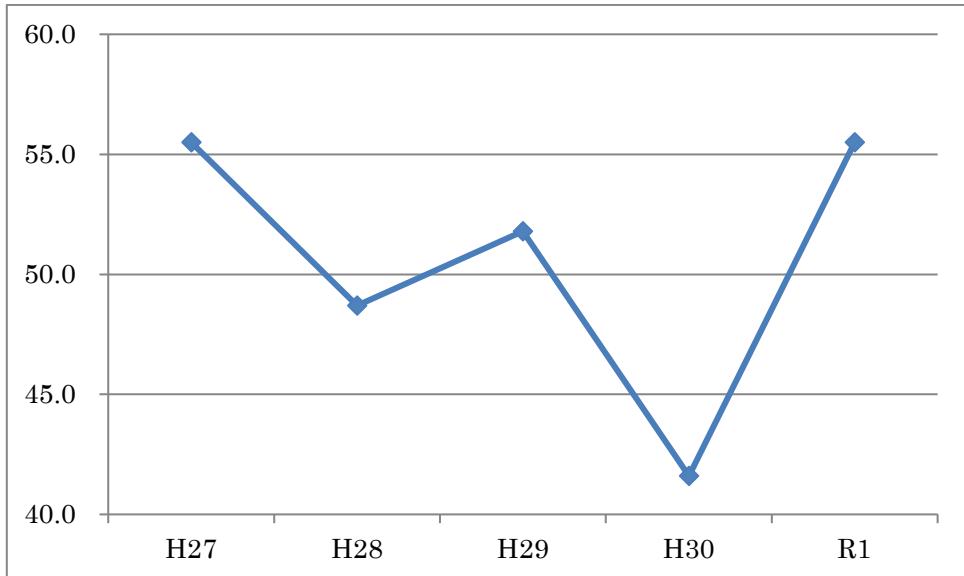
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
平 均 点	55.5	48.7	51.8 ^{※1}	41.6 ^{※2}	55.5

※1 第 6 問（設問 2）の全員正解後の平均点。

※2 8 点加点前の平均点。以下、各データには加点分を含まず。

TAC データリサーチに基づく平均点の推移を見ると、総じて難易度が高い状態が続き、特に平成 30 年度は全科目を通じて過去最低の平均点となり、結果として、初めて一律 8 点加点された。その反動もあってか、令和元年度は約 14 点アップし、平成 27 年度と同程度の難易度となった。令和 2 年度の結果を見てみると何ともいえないが、難易度の緩和が期待される。

<図1 平均点の推移>



次に、設問別の正答率（ランク）について、過去 5 年間を比較すると下表のようになる。

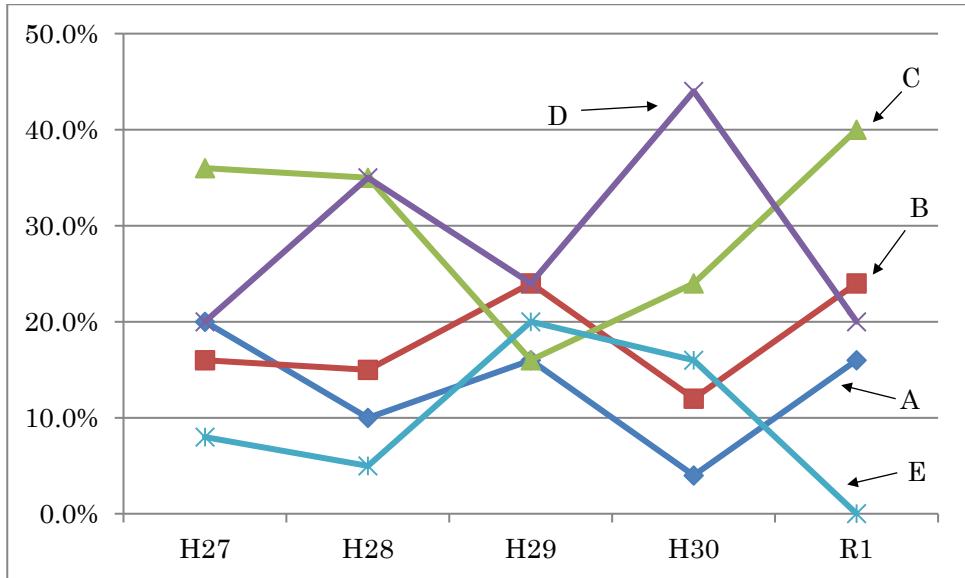
ランク	平成27年度		平成28年度		平成29年度 *		平成30年度		令和元年度	
	設問数	構成比	設問数	構成比	設問数	構成比	設問数	構成比	設問数	構成比
A	5	20.0%	2	10.0%	4	16.0%	1	4.0%	4	16.0%
B	4	16.0%	3	15.0%	6	24.0%	3	12.0%	6	24.0%
C	9	36.0%	7	35.0%	4	16.0%	6	24.0%	10	40.0%
D	5	20.0%	7	35.0%	6	24.0%	11	44.0%	5	20.0%
E	2	8.0%	1	5.0%	5	20.0%	4	16.0%	0	0.0%

* 第 6 問（設問 2）の全員正解前（アが正解）の場合のランク。以下、ランクについて同じ。

上表からわかるように、令和元年度は平成 30 年度に比べて難易度が低下し、A・B ランクがともに増え、E ランクも見られなくなった。

直近 5 年間で見ると、この科目は概ね C ランクの出題が最も多い。C ランクは、端的にいえば正答率 50% の問題であるから、二択に絞れる問題ともいえる。経営法務は 5 択問題の出題がないことから、少なくとも 2 つの選択肢を消去できる能力が求められる。

＜図2 各ランクの構成比の推移＞



② 領域別の傾向

1) 設問数

経営法務の出題領域を基本テキストの章立てに従って第1章（民法その他の知識）、第2章（会社法等に関する知識）、第3章（資本市場に関する知識）、第4章（倒産等に関する知識）、第5章（知的財産権等に関する知識）、第6章（その他経営法務に関する知識）に分類し、過去5年間の出題割合を比較すると下表のようになる。

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	出題数	構成比	出題数	構成比	出題数	構成比	出題数	構成比	出題数	構成比
第1章	1.5 ^{※1}	6.0%	4 ^{※3}	20.0%	4	16.0%	4	16.0%	6	24.0%
第2章	5 ^{※1※2}	20.0%	3.5 ^{※4}	17.5%	6	24.0%	6	24.0%	5	20.0%
第3章	2.5 ^{※2}	10.0%	1	5.0%	1	4.0%	3 ^{※6}	12.0%	2	8.0%
第4章	0	0.0%	1	5.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	4.0%
第5章	11	44.0%	7.5 ^{※5}	37.5%	9	36.0%	9	36.0%	8	32.0%
第6章	5	20.0%	3	15.0%	5	20.0%	3	12.0%	3	12.0%
計	25	100.0%	20	100.0%	25	100.0%	25	100.0%	25	100.0%

※1 第17問を民法と会社法の複合問題として分類。

※2 第19問を会社法と資本市場（金融商品取引法）の複合問題として分類。

※3 第14問を会社法、第17問を知的財産権の複合問題とし、それぞれ0.5問と換算した。

- ※4 第14問を民法との複合問題として分類。
- ※5 第17問を民法との複合問題として分類。
- ※6 第5問と第21問を資本市場として分類。

令和元年度は、第2章（会社法等に関する知識）と第5章（知的財産権等に関する知識）の出題数が合わせて13問で、全体の5割強を占めた（平成30年度は両章で15問）。なお、平成26年度以降、第2章よりも第5章の出題が多く、最も出題される領域は知的財産権となっている。

第1章（民法その他の知識）が気になる方もいるかもしれないが、民法は年度によって出題数のばらつきが大きく、中長期的な傾向に従えば、**会社法と知的財産権**に力を入れたほうがリスクは低いといえる。

会社法の出題を「機関」「設立」「株式等（株式、新株予約権、社債）」「計算」「組織再編等」「その他（持分会社、組合等）」の6領域に細分化すると、下表のようになる。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
機 関	2 ^{※1}	1	1 ^{※4}	0	2
設 立	0	0	0	0	0
株式等	3 ^{※2}	1	3 ^{※5}	3	1
計 算	0	0	1	1	0
組 織 再編等	0	1.5 ^{※3}	1	1	1
その他の	0	0	0	1	1

※1 第2問（設問2）は「株主総会」の問題として分類した。

※2 第17問を0.5問とし、「譲渡制限株式」の問題として分類した。また、第19問（社債）を0.5問として分類した。

※3 第14問を民法との複合問題とし、0.5問として分類。

※4 第4問（設問2）は個人情報保護法、下請代金支払遅延等防止法等を含む。

※5 第3問（設問2）は金融商品取引法、租税特別措置法等を含む。

令和元年度は、2年連続で出題されていた「計算」からの出題がなく、代わりに「機関（注：機関設計のみではなく、機関そのものの論点を含む）」からの出題が復活した。また、「組織再編等」は平成27年度以外は毎年出題されている。

それ以外では、「株式等」から毎年出題されている。また、「設立」は平成23年度の出題が最後となっている。

その他の令和元年度の傾向として、以下の点があげられる。

- ・第1章（民法その他の知識）では、相続関連が6年連続で出題されたが、平成30年度に引き続き、経営承継法の出題がなかった。
- ・第4章（倒産等に関する知識）は平成28年度に3年ぶりに出題され、平成29・30年度は出題がなかったが、令和元年度は第3問で会社法に基づく清算・特別清算が出題された。
- ・第6章（その他経営法務に関する知識）については、独占禁止法は3年連続で出題されなかったが、代わりに、同法の特別法である下請代金支払遅延等防止法が出題された。また、2年連続で出題されていた消費者保護法制は出題されなかった。
- ・改正点は、第5章（知的財産権等に関する知識）から2問（第11問、第12問）、第1章（民法その他の知識）から選択肢ベースで1問（第21問選択肢エ）出題された。

2) 難易度

出題の中心となる第2章（会社法等に関する知識）と第5章（知的財産権等に関する知識）について、データリサーチのランクを見ると下表のようになる。

	第2章									
	平成27年度 ^{※1}		平成28年度 ^{※2}		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	出題数	構成比	出題数	構成比	出題数	構成比	出題数	構成比	出題数	構成比
A	1	20.0%	0	0.0%	1	16.7%	0	0.0%	1	20.0%
B	0	0.0%	1	33.3%	3	50.0%	0	0.0%	1	20.0%
C	3	60.0%	2	66.7%	0	0.0%	0	0.0%	3	60.0%
D	1	20.0%	0	0.0%	1	16.7%	5	83.3%	0	0.0%
E	0	0.0%	0	0.0%	1	16.7%	1	16.7%	0	0.0%
計	5	100.0%	3	100.0%	6	100.0%	6	100.0%	5	100.0%

※1 平成27年度は複合問題の第17問と第19問がともにDランクのため、両問を1問として計算した。

※2 平成28年度は、民法との複合問題である第14問を除外した。

	第5章									
	平成27年度		平成28年度 ^{※3}		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	出題数	構成比	出題数	構成比	出題数	構成比	出題数	構成比	出題数	構成比
A	4	36.4%	1	14.3%	3	33.3%	0	0.0%	3	37.5%
B	2	18.2%	2	28.6%	0	0.0%	1	11.1%	3	37.5%
C	3	27.3%	1	14.3%	1	11.1%	4	44.4%	2	25.0%
D	2	18.2%	3	42.9%	2	22.2%	3	33.3%	0	0.0%
E	0	0.0%	0	0.0%	3	33.3%	1	11.1%	0	0.0%
計	11	100.0%	7	100.0%	9	100.0%	9	100.0%	8	100.0%

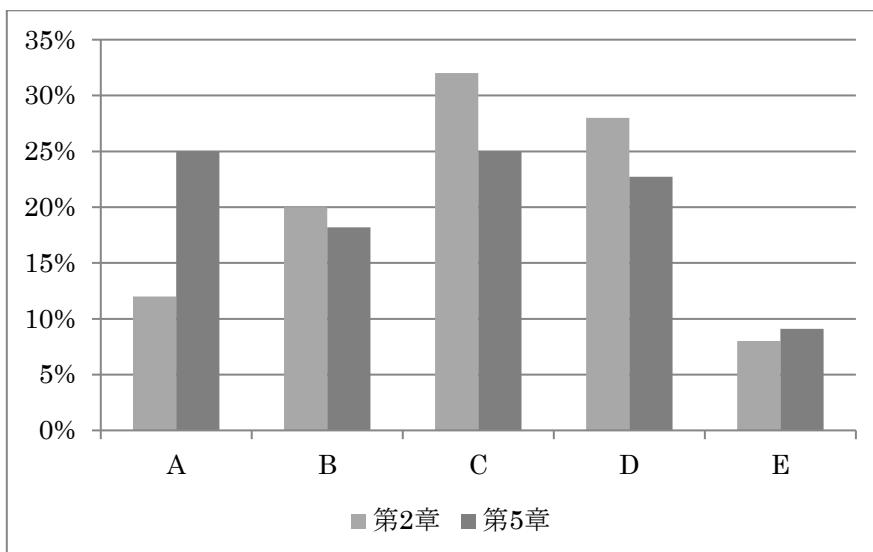
※3 平成28年度は、民法との複合問題である第17問を除外した。

過去5年間の総計を表すと、下表のようになる。

	第2章		第5章	
	出題数	構成比	出題数	構成比
A	3	12.0%	11	25.0%
B	5	20.0%	8	18.2%
C	8	32.0%	11	25.0%
D	7	28.0%	10	22.7%
E	2	8.0%	4	9.1%
計	25	100.0%	44	100.0%

直近5年間で見ると、第5章のほうがA・Bランクが多く、第5章のほうが得点を確保しやすくなっている。

＜図3 第2章と第5章のランク別の構成比の比較＞



(2) 対 策

① 全体の対策

この科目は相対的に難易度が高く、平均点が 60 点以上になることはほとんどない。過去 5 年間で見れば、平成 27 年度と令和元年度の 55.5 点が最も高い平均点のため、このあたりの難易度を想定しておきたい。

ただし、p.22 に、60 点以上の方と 60 点未満の方の正答率・ランクを載せているのでそちらを確認してほしいが、60 点以上の方では A ランクが 8 間、B ランクが 6 間ある（全体では A ランク 4 間、B ランク 6 間）。つまり、60 点以上の方にとっては A・B ランクを合わせると 6 割弱（56%）を占めている。これは、学習を深めることにより、正解を導くことができるレベルに必ず到達できるということである。まずは 60 点以上の方が A・B ランクになっている問題に対して自分がどのように対応したかをよく振り返ってほしい。

② 領域別の対策

令和 2 年度も第 2 章（会社法等に関する知識）と第 5 章（知的財産権等に関する知識）を出題の中心ととらえ、優先的に取り組むべきである。

以下、領域別に対策のポイントを述べる。

1) 第 1 章（民法その他の知識）

民法の出題数は年度によってばらついており、対策を取りにくいか、出題の中心は「債権」である。さらに「債権」の中心は法学的には「契約」と「不法行為」であるが、本試験では「契約」のほうが多く出題されるので、「契約」に関する知識は満遍なく押さえる必要がある。民法については、「相続」関連も含めて、上級テキスト（下巻）で取り扱う。なお、債権については改正があるので、それも含めて対策する。

2) 第2章（会社法等に関する知識）

次に、会社法は領域別に細分化して確認する。

a) 機 関

年 度	問 題		出題テーマ
平成27年度	第1問		社外取締役
	第2問	(設問2)	株主総会（招集通知の発出期限）
平成28年度	第1問		役員（取締役、監査役）の任期、解任等
平成29年度	第4問	(設問2)	大会社（会計監査人の設置）等
平成30年度	—		(出題なし)
令和元年度	第6問	(設問1)	株主総会（招集通知の発出期限）
		(設問2)	株主提案権

まず、機関設計は選択肢レベルの出題に留まることも少なくない。知識が不確かな方は早めに固める必要はあるが、過度に意識する必要はない。

次に、機関（そのもの）については、直近5年間で見ると、役員よりも株主総会のほうが出題されている。

b) 設 立

年 度	問 題		出題テーマ
平成27年度	—		(出題なし)
平成28年度	—		(出題なし)
平成29年度	—		(出題なし)
平成30年度	—		(出題なし)
令和元年度	—		(出題なし)

平成23年度が最後の出題であり、8年連続で出題されていない。この領域は、過去の本試験では「検査役の調査」の出題が比較的多いので、「検査役の調査」について正確に押さえておく程度でよいだろう。

c) 株式等

年 度	問 題	出題テーマ
平成27年度	第 2 問	(設問 1) 自己株式の有償取得（財源規制）
		(設問 3) 自己株式の有償取得（株主総会決議）
	第17問	譲渡制限株式等（選択肢ア、イ、ウ）
	第19問	社債等（選択肢ア、ウ）
平成28年度	第 2 問	譲渡制限株式
平成29年度	第 1 問	株式併合、株式分割
	第 3 問	(設問 1) 新株予約権の内容
		(設問 2) 新株予約権（株主総会決議等）
平成30年度	第 3 問	株式の共有
	第 4 問	第三者に対する有利発行
	第 6 問	種類株式（優先株）
令和元年度	第 5 問	株式と社債の比較

毎年出題されており、かつ複数の出題も見られるため、優先順位は高い。

株式等が出題されると、意思決定機関が問われることが多いため、募集株式、社債、新株予約権・新株予約権付社債の発行については、意思決定機関は確実に押さえておきたい。また、種類株式では、譲渡制限株式の出題が多い。

d) 計 算

年 度	問 題	出題テーマ
平成27年度	—	(出題なし)
平成28年度	—	(出題なし)
平成29年度	第 4 問 (設問 1)	新株発行による資本金の計上額
平成30年度	第 7 問	資本金・準備金の増減
令和元年度	—	(出題なし)

出題頻度は低い。この領域は、大きく分けると、「資本金・準備金」「剰余金の配当」「計算書類等」の3つになるが、直近5年間では「資本金・準備金」のみ出題されている。ただし、ボリュームが多い割に出題頻度自体は低いので、優先順位は下げるよ。

e) 組織再編等

年 度	問 題	出題テーマ
平成27年度	—	(出題なし)
平成28年度	第3問 (設問1)	新設分割
	第14問	詐害的な会社分割等における債権者の保護 (選択肢エ)
平成29年度	第2問	会社分割における債権者保護手続
平成30年度	第2問	簡易・略式組織再編 (合併、会社分割)
令和元年度	第2問	事業譲渡

平成27年度は出題されなかったが、これは過去初めてのことであり、平成28年度以降は毎年出題されている。また、複数問出題される年度もあるため、最重要領域という位置づけは変わらない。

個別の手続としては、会社分割の優先順位が高くなるが、安易にヤマを張らず、事業譲渡、合併、株式交換・株式移転も一通り押さえておくべきである。

f) その他

年 度	問 題	出題テーマ
平成27年度	—	(出題なし)
平成28年度	—	(出題なし)
平成29年度	—	(出題なし)
平成30年度	第1問	合同会社
令和元年度	第1問	持分会社 (合同会社、合名会社、合資会社の比較)

相対的に見れば出題頻度は低い。過去5年間で2回出題されている合同会社が中心となるが、本試験では細かい内容も出題されるため、出題頻度を考慮すれば、優先順位は下げてよい。

3) 第3章 (資本市場に関する知識)

この領域は、大きく、①東京証券取引所の上場審査基準 (形式基準) と②金融商品取引法の情報開示関連の主要知識に分けられるが、そもそも覚える負担が大きい領域であり、どちらも細かい内容 (過去に出題されたことがない内容) が問われることが多い。なお、①について、東京証券取引所では市場再編が予定されており、その実施時期によっては、出題しにくくなると考えられる。

4) 第4章（倒産等に関する知識）

出題頻度は低く、仮に出題されたとしても2問以上出題される可能性は低いため、基本的には優先順位は下げるよ。

この領域は破産・民事再生・会社更生という3つの法律が含まれるためボリュームが非常に多く、細かい規定も多い。したがって、基本テキストレベルの問題が出題された時に確実に正解できるよう、基本知識の習得が先決である。

5) 第5章（知的財産権等に関する知識）

		特	実	意	商	著	不	他
平成27年度	第6問							○
	第7問					○		
	第8問				○			
	第9問						○	
	第10問				○			
	第11問	(設問1)			○			
		(設問2)						○
	第12問			○				
	第13問					○		
	第14問					○		
平成28年度	第15問	○						○
	第6問		○					
	第7問	○						
	第8問			○		○		
	第9問			○				
	第10問				○			
	第11問						○	
	第12問						○	
平成29年度	第17問				○			
	第6問	(設問1)	○			○		
		(設問2)	○			○		
	第7問	○	○	○	○			
	第8問		○		○	○	○	
	第9問			○				
	第10問				○			
	第11問					○		
	第12問					○		
	第13問						○	

		特	実	意	商	著	不	他
平成30年度	第8問			○				
	第9問	○						
	第10問	○	○					
	第11問						○	
	第12問				○			
	第13問							○
	第14問				○			
令和元年度	第18問	(設問1)	○			○		
		(設問2)	○			○		
	第9問	(設問1)				○		
		(設問2)				○		
	第10問			○	○		○	
	第11問					○		
	第12問			○				
	第13問	○						
	第14問				○			
	第15問	○	○	○	○			

注：特は特許法、実は実用新案法、意は意匠法、商は商標法、著は著作権法、不は不正競争防止法のそれぞれ略。

知的財産権は横断問題（1問で複数の法律を横断的に問う問題）の出題があるため、領域（法律）別ではなく、総合的な出題実績としてまとめた。なお、過去5年間の全45問における各法律の出題割合は以下のとおりである。

	出題数	出題割合
特許法	11	24.4%
実用新案法	5	11.1%
意匠法	9	20.0%
商標法	15	33.3%
著作権法	12	26.7%
不正競争防止法	7	15.6%
その他	4	8.9%

注：横断問題があるため、合計は100%にならない。

この 5 年間で見ると、最も多く出題されているのは商標法であり、次いで著作権法、特許法の順となっている。

平成 26 年度以降、最も多く出題される領域となっており、また、相対的に難易度は低く、さらに 意匠法を中心に産業財産権で改正 があるため、上級テキスト（下巻）で詳しく取り上げる。

6) 第 6 章（その他経営法務に関する知識）

国際取引は会社法・知的財産権以外としては毎年出題されている数少ない論点である。ただし、「英文契約」の問題については、英語力等による個人差はあるものの、英語そのものから勉強するのは負担が大きくなるため、過度に意識しないほうがよい。英文契約固有の用語を含めて、上級テキスト（下巻）で取り扱う。

(3) 令和 2 年度本試験に向けて

この科目は難易度が高い状態が続いている。その要因の 1 つとして、過去に出題されたことがない（初めて出題される）論点が一定数出題されることが挙げられる。ただし、過去に出題されたことがない論点は、それこそ無限にあり、そのすべてについて対策をとることは事実上不可能である。対策の中心としては、過去に出題されたことがある論点（あるいはその類似論点） で、確実に正解できることを意識してほしい。

また、ケース問題、会話形式の長文問題、図表・グラフ問題など、出題形式がバラエティに富んでいることも要因の 1 つである（ただし、ケース問題自体の出題は減っている）。文章の正誤問題についても、読解力を要する選択肢が多い。これらの問題は、反射的に「知っている／知らない」を判断できないばかりでなく、一読した段階で「知らない」と判断しがちである。しかし、「知らない」ように見えるだけで、実は知っている知識を難しくひねって聞いているだけの場合もある。インプットの際も、単に暗記するのではなく、できる限りその制度の趣旨・目的を考えながら、できれば本試験の出題形式（問われ方）も想定しながら、学習してほしい。

【例題】平成 29 年度第 10 問

以下の会話は、中小企業診断士であるあなたと X 株式会社の代表取締役甲氏との間で行われたものである。

会話の中の空欄に入る語句として、最も適切なものを下記の解答群から選べ。

甲 氏：「立体商標というものがあると聞きました。うちの商品の容器の形状は他社とは違う独特の形をしていますから、登録を受けられると思うのですが。」

あなた：「通常の商標は、識別性を有していれば登録される可能性があり、これは通常の立体商標も同じです。しかし、商標法は『商品の形状（包装の形状を含む）を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標』については、原則として登録を認めないと規定しているので、商品の容器の形状自体を立体商標として登録するのはハードルが高いようです。」

甲 氏：「しかし、ある清涼飲料水や乳酸菌飲料の容器の形状は立体商標として登録されている、と新聞で読みましたよ。」

あなた：「そのようですね。□ と認められれば、例外的に登録が認められるようです。おつきあいのある弁理士に相談してみたらどうでしょう。」

甲 氏：「なるほど。それでは、早速担当部署に対応を取らせましょう。」

〔解答群〕

ア 容器の形状等が創作性を有し、需要者が何人かの業務に係る商品であると認識できるに至った

イ 容器の形状等が創作性を有し、同業者が何人かの業務に係る商品であると認識できるに至った

ウ 容器を使用した結果、需要者が何人かの業務に係る商品であると認識できるに至った

エ 容器を使用した結果、同業者が何人かの業務に係る商品であると認識できるに至った

(正解ウ)

【例題】平成 30 年度第 12 問

以下の会話は、中小企業診断士であるあなたと、地元の民芸品を扱う事業協同組合 X の理事である甲氏との間で行われたものである。会話の中の空欄に入る語句として、最も適切なものを下記の解答群から選べ。

甲 氏：「うちの民芸品は全国的に有名だと思うのですが、知的財産権で保護する
ことができないでしょうか。」

あなた：「そうですね。意匠や実用新案は新規性が要求されますから難しいでしょう。
でも、商標には立体商標という制度があります。実際、飛騨地方の『さるぼ
ぼ』や太宰府天満宮の『うそ』が、『キーホルダー』を指定商品とした立体
商標として商標登録を受けているんですよ。」

甲 氏：「へえ、立体の商標ですか。」

あなた：「そうです。□ の立体商標は、『使用された結果需要者が何人かの
業務に係る商品又は役務であることを認識することができるもの』ならば、
商標登録を受けることができますから、長年使用されている民芸品は立体商
標の登録を比較的受け易いのです。」

甲 氏：「なるほど。長年使っているからこそ登録を得られる商標があるのですね。」

あなた：「地元の弁理士さんを紹介しますので、相談してみてはいかがでしょう。」

甲 氏：「よろしくお願いします。」

〔解答群〕

- ア その商品の形状等を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標
- イ その商品又は役務について慣用されている商標
- ウ その商品又は役務の普通名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみから
なる商標
- エ 他人の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるおそれがある商標

(正解ア)

どちらも、同じ論点が問われていることに気づけるだろうか。

平成 29 年度第 10 問は、「容器を使用した結果、需要者が何人かの業務に係る商品であると認識できるに至った」場合であれば、「商品の形状（包装の形状を含む）を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標」でも商標登録できると述べている。

一方、平成 30 年度第 12 問は、「その商品の形状等を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標」は、「使用をされた結果需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができるもの」であれば商標登録できると述べている。

つまり、両者は同じ論点を問うており、聞き方を逆にしているだけである。平成 30 年度第 12 問は D ランクであるが、決してそこまで難しい問題ではない（平成 29 年度第 10 問は C ランク）。このように、「出題されたことがない」論点を意識するよりも、「出題されたことがある」論点を確実に正解できることを意識してほしい。

★過去問の学習について

過去問を解く際、単に正解することを目的とするのではなく、まずは「不適切（×）」の選択肢について、「なぜ、不適切（×）なのか？」を、解説や基本テキスト等を参照して構わないので、いったん「考える」習慣を身につけて欲しい。その際には、「人に説明するつもりで」取り組むと効果的である。そして、その理由がわかつたら、「どうすれば、適切（○）になるか？」を取り組んでみるとよい。次に、「適切（○）」の選択肢について、出題者の立場になって、「不適切（×）」にする作業を行ってみるとよい。多少は時間がかかるかもしれないが、すでに一度は学習した領域のはずであるから、知識の確認も踏まえながら行うことで、本試験問題への対応力は飛躍的に向上するであろう。

★正誤の判断の仕方

以下の内容は、必ずしもすべての問題に適用できるわけではないが、適用できる場合が多い。

<基本編>

まず、法律だから、原則があれば、例外もあるのが通常である。したがって、「必ず」「常に」「一切」「全て」といった、強い断定は、高い確率で「×」となる。

【例題】平成 28 年度第 6 問

ウ 実用新案法には、実用新案権の消滅後においても、常に当該実用新案技術評価の請求をすることが可能である旨が規定されている。⇒×

実用新案登録無効審判により無効にされた後は、実用新案技術評価の請求をすることはできない。「常に」請求が可能なわけではない。

【例題】令和元年度第 5 問

ア 社債：会社が解散して清算する場合、社債権者は、通常の債権者に常に優先し、これら債権者の債務の弁済前に、弁済を受けることができる。⇒×

社債と通常の債権の弁済順位は同一である（どちらかが優先されるわけではない）。

【例題】令和元年度第 5 問

ウ 株式：株式の対価として払込み又は給付された財産は、全て資本金の額に組み入れられる。

社債：社債の対価として払い込まれた金銭は、全て資本金の額に組み入れられる。⇒×

株式の場合、「準備金」制度があるため、「全て」資本金の額に組み入れられるわけではない。また、社債の場合、資本金ではなく「負債」（の額）に組み入れられる。

【例題】令和元年度第6問（設問2）

エ 株主の提案する議案が、法令や定款に違反する議案の場合であっても、株主提案は、株主の基本的な権利ですので、議案の要領を株主に通知する必要があります。このため、乙氏が株主提案をしてきた場合は、その提案が法令に違反するものであっても、必ず、議案の要領を株主に通知してください。⇒×

株主の議案提案権および議案要領の通知請求権は、その議案が法令または定款に違反する場合には、そもそも行使することができない。

次に、「場合がある」「ことがある」は、あくまで可能性を述べているだけである（ケースバイケース）。仮に「×」とすれば、「○」は「一切ない」ということになる。

【例題】平成28年度第8問

イ X氏：弊社のアイスクリームのヒット商品「診断くん」のデザインを一新しました。ぜひとも意匠登録をして模倣品対策をしたいのですが、意匠登録は可能でしょうか。

あなた：はい、意匠登録は可能です。アイスクリームは、時間の経過によりその形態が変化してしまいます。しかし取引時には固定した形態を有しているので、意匠登録の対象となることがあります。

⇒○

時間の経過により変質してその形状が変化するものであっても、有体物である動産であって、取引の際に定形性を有しているものは、意匠法上の物品に該当する。いずれにしても、アイスクリーム（のデザイン）が、「意匠登録の対象となることはない」わけではない。

<応用編>

「できる」または「できない」について、その条件（要件）を限定している場合も、「×」となる可能性がある。

【例題】平成 28 年度第 17 問

ウ 共有不動産の共有者の 1 人の持分を競売により取得した買受人は、他の共有者との間で協議が調わなければ、その共有不動産全部について単独で所有権を取得することができない。⇒×

非常に難しい内容であるが、他の共有者との間で協議が調わないときは、裁判所に請求することができる。つまり、協議が調わない場合でも、単独で所有権を取得することができる場合がある。

2. 令和元年度 出題分析表

問 題	出題テーマ	正答率	ランク	備 考
第1問	会社法（その他）	83%	A	持分会社
第2問	会社法（組織再編等）	75%	B	事業譲渡
第3問	倒産法制	48%	C	清算・特別清算（会社法）
第4問	民法等（相続）	24%	D	計算問題
第5問	会社法（株式等）	42%	C	株式と社債の比較
第6問	（設問1）会社法（機関）	49%	C	株主総会の招集通知
	（設問2）会社法（機関）	47%	C	株主提案権
第7問	その他	51%	C	下請代金支払遅延等防止法
第8問	資本市場	64%	B	金融商品取引法
第9問	（設問1）知財（著作権法）	44%	C	
	（設問2）知財（著作権法）	88%	A	
第10問	知財（意匠法、商標法、不正競争防止法）	60%	B	
第11問	知財（著作権法）	51%	C	保護期間の改正点
第12問	知財（意匠法）	63%	B	新規性喪失の例外規定の改正点
第13問	知財（特許法）	83%	A	
第14問	知財（商標法）	65%	B	先使用権
第15問	知財（産業財産権全般）	83%	A	
第16問	（設問1）その他（国際取引）	28%	D	英文問題
	（設問2）その他（国際取引）	77%	B	インコタームズ
第17問	民法等（物権）	38%	D	共有
第18問	民法等（物権）	39%	D	物上代位
第19問	民法等（債権）	41%	C	保証
第20問	民法等（債権）	20%	D	債権譲渡
第21問	民法等（相続）	57%	C	遺言の改正点を含む
第22問	資本市場（証券市場）	43%	C	上場審査基準

※正答率、ランクともTACデータリサーチによるもの。ランクの意味は以下のとおり。

- A：正答率80%以上
- B：正答率60%以上80%未満
- C：正答率40%以上60%未満
- D：正答率20%以上40%未満
- E：正答率20%未満

<参考>

- ・得点層別（「60点以上」および「60点未満」）の正答率・ランクおよび正答率の差異

問 題	60点以上		60点未満		正答率の差異
	正答率	ランク	正答率	ランク	
第1問	93%	A	77%	B	16%
第2問	84%	A	70%	B	15%
第3問	59%	C	41%	C	18%
第4問	33%	D	18%	E	15%
第5問	55%	C	34%	D	20%
第6問	(設問1)	B	38%	D	27%
	(設問2)	C	39%	D	20%
第7問	61%	B	44%	C	17%
第8問	80%	A	53%	C	27%
第9問	(設問1)	C	36%	D	19%
	(設問2)	A	84%	A	11%
第10問	72%	B	53%	C	19%
第11問	68%	B	40%	C	27%
第12問	81%	A	51%	C	29%
第13問	94%	A	77%	B	17%
第14問	79%	B	57%	C	22%
第15問	92%	A	78%	B	14%
第16問	(設問1)	D	21%	D	16%
	(設問2)	A	70%	B	20%
第17問	53%	C	28%	D	25%
第18問	51%	C	31%	D	20%
第19問	53%	C	34%	D	19%
第20問	26%	D	16%	E	11%
第21問	72%	B	48%	C	24%
第22問	56%	C	35%	D	21%

※四捨五入の関係で、「60点以上の正答率」 - 「60点未満の正答率」と「正答率の差異」は必ずしも一致しない。なお、差異が20%以上（1ランクに相当）ある問題に網掛けを付しているので、まずはこの問題の振り返りを優先してほしい。

3. 令和元年度 本試験問題・正解

【問題】

第1問

合同会社、合名会社、合資会社の比較に関する記述として、最も適切なものはどれか。

- ア 合同会社、合名会社、合資会社のいずれの会社も、会社成立後に新たに社員を加入させることができる。
- イ 合同会社、合名会社、合資会社のいずれの会社も、社員は2名以上でなければならない。
- ウ 合同会社、合名会社、合資会社のいずれの会社も、定款の定めによっても、一部の社員のみを業務執行役員とすることはできない。
- エ 合同会社と合名会社の社員は無限責任社員のみで構成されるが、合資会社の社員は無限責任社員と有限責任社員により構成される。

第2問

会社法が定める株式会社の事業譲渡に関する記述として、最も適切なものはどれか。なお、反対株主の買取請求権に関する会社法第469条第1項第1号及び第2号については考慮しないものとする。

- ア 事業譲渡の対価は、金銭でなければならず、譲受会社の株式を用いることはできない。
- イ 事業譲渡をする会社の株主が、事業譲渡に反対する場合、その反対株主には株式買取請求権が認められている。
- ウ 事業の全部を譲渡する場合には、譲渡会社の株主総会の特別決議によって承認を受ける必要があるが、事業の一部を譲渡する場合には、譲渡会社の株主総会の特別決議による承認が必要となることはない。
- エ 当該事業を構成する債務や契約上の地位を譲受人に移転する場合、個別にその債権者や契約相手方の同意を得る必要はない。

第3問

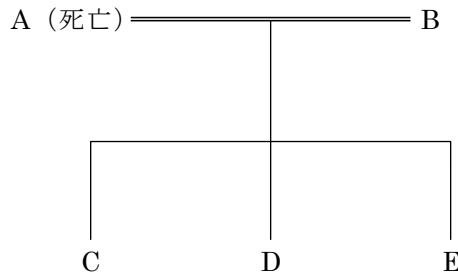
会社法が定める会社の清算・特別清算に関する記述として、最も適切なものはどれか。

- ア 株主は、清算中の会社の残余財産が金銭以外の財産であるときは、当該会社に対し、当該残余財産に代えて金銭を交付することを請求することができる。
- イ 清算中の会社の機関設計は、清算開始前の機関設計が維持されるため、指名委員会等設置会社が清算手続に入った場合、指名委員会等の各委員会が設置される。
- ウ 清算中の会社は裁判所の監督に属するため、清算人は、裁判所による提出命令がなくても、株主総会で承認を得た財産目録等を裁判所に提出しなければならない。
- エ 特別清算は、株式会社だけではなく、合同会社にも適用される。

第4問

Aは、X株式会社の代表取締役であったが、昨年（2018年）12月30日に死亡した。

Aには配偶者B、嫡出子C、D、Eがいる（下図参照）。



Aの遺産の額は1億4,000万円であり、配偶者Bには特別受益として400万円の生前贈与、子Eには特別受益として200万円の生前贈与があり、子Dには寄与分が500万円あった。この場合の相続分（取得額）に関する記述として、最も適切なものはどれか。

なお、相続人の中で、相続欠格者、相続廃除者、相続放棄者はおらず、また、遺産分割協議は成立していない。

- ア Bの相続分（取得額）は6,650万円となる。
- イ Cの相続分（取得額）は3,500万円となる。
- ウ Dの相続分（取得額）は2,350万円となる。
- エ Eの相続分（取得額）は2,550万円となる。

第5問

株式と社債の比較に関する記述として、最も適切なものはどれか。

ア 株式：会社が解散して清算する場合、株主は、通常の債権者、社債権者等の債権者に劣後し、これら債権者の債務を弁済した後に残余財産があれば、その分配を受ける。

社債：会社が解散して清算する場合、社債権者は、通常の債権者に常に優先し、これら債権者の債務の弁済前に、弁済を受けることができる。

イ 株式：株券を発行する旨の定款の定めのある公開会社は、当該株式に係る株券を発行しなければならない。

社債：募集事項として社債券を発行する旨を定めている場合、会社は当該社債に係る社債券を発行しなければならない。

ウ 株式：株式の対価として払込み又は給付された財産は、全て資本金の額に組み入れられる。

社債：社債の対価として払い込まれた金銭は、全て資本金の額に組み入れられる。

エ 株式：株式引受人の募集は、有利発行ではない場合であっても、公開会社・非公開会社を問わず、株主総会の決議事項である。

社債：社債の引受人の募集は、公開会社・非公開会社を問わず、株主総会の決議事項ではない。

第6問

X 株式会社（以下「X 社」という。）は、取締役会及び監査役会を設置している会社（公開会社ではなく、かつ大会社ではない）である。

中小企業診断士であるあなたは、2019年1月に、今年（2019年）の株主総会のスケジュール等について、X 社の株主総会担当者の甲氏から相談を受けた。以下の会話は、その相談の際のものである。この会話を読んで、下記の設間に答えよ。

甲 氏：「当社の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までです。2019年は6月27日（木）に株主総会を開催したいと考えています。株主総会の招集通知はいつまでに発送すればよいですか。」

あなた：「御社では、株主総会に出席しない株主に、書面による議決権の行使や、電磁的方法による議決権の行使を認める制度を設けていますか。」

甲 氏：「いいえ。設けていません。」

あなた：「そうすると、御社は、取締役会を設置している会社ですが、公開会社ではありませんし、また、書面による議決権の行使や、電磁的方法による議決権の行使を認める制度を設けていないので、Aまでに招集通知を発送する必要があります。」

甲 氏：「分かりました。ところで、今回の株主総会でも、昨年と同様、3年前まで当社の取締役であった乙氏が、「自分を取締役に選任しろ」という議案を株主提案として提出してくると聞いています。どのような点に注意した方がよいでしょうか。」

あなた：「御社では、定款で株主提案に関する何らかの規定は設けていますか。」

甲 氏：「いいえ。定款では特に規定は設けていません。」

あなた：「B」

(設問 1)

会話の中の空欄 A に入る記述として、最も適切なものはどれか。

- ア 株主総会の日の 1 週間前
- イ 株主総会の日の 2 週間前
- ウ 原則として株主総会の日の 1 週間前ですが、定款で 1 週間を下回る期間を定めた場合にはその期間の前
- エ 原則として株主総会の日の 2 週間前ですが、定款で 2 週間を下回る期間を定めた場合にはその期間の前

(設問 2)

会話の中の空欄 B に入る記述として、最も適切なものはどれか。

ア 御社の場合、株主が、株主提案について、議案の要領を株主に通知することを求めるには、株主総会の日の 6 週間前までに請求することが必要です。このため、乙氏が株主提案をしてきた場合は、この要件を満たしているのかを確認してください。

イ 御社の場合、株主が、株主提案について、議案の要領を株主に通知することを求めるには、総株主の議決権の 100 分の 3 以上の議決権又は 300 個以上の議決権を、6 か月前から引き続き有していることが要件となります。このため、乙氏が株主提案をしてきた場合は、この要件を満たしているかを確認してください。

ウ 株主の提案する議案が、実質的に同一の議案につき株主総会において総株主の議決権の 10 分の 1 以上の賛成を得られなかった日から 3 年を経過していない場合は、会社は、その株主提案を拒絶することができます。乙氏は、昨年の株主総会でも同様の株主提案をしてきたとのことですので、乙氏が株主提案をしてきた場合は、まず昨年の賛否の状況を確認してください。

エ 株主の提案する議案が、法令や定款に違反する議案の場合であっても、株主提案は、株主の基本的な権利ですので、議案の要領を株主に通知する必要があります。このため、乙氏が株主提案をしてきた場合は、その提案が法令に違反するものであっても、必ず、議案の要領を株主に通知してください。

第7問

下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）に関する記述として、最も不適切なものはどれか。なお、親事業者、下請事業者の範囲を定める取引当事者の資本金の要件は考慮しないものとする。

- ア 自社の社内研修をコンサルティング会社に委託することは、下請法の対象となる役務提供委託に該当する。
- イ 製造業者が、自社の工場で使用している工具の修理を自社で行っている場合に、その修理の一部を修理業者に委託することは、下請法の対象となる修理委託に該当する。
- ウ 大規模小売業者が、自社のプライベート・ブランド商品の製造を食品加工業者に委託することは、下請法の対象となる製造委託に該当する。
- エ 放送事業者が、放送するテレビ番組の制作を番組制作業者に委託することは、下請法の対象となる情報成果物の作成委託に該当する。

第8問

下表は、金融商品取引法に定める縦覧書類の公衆縦覧期間をまとめたものである。空欄 A～C に入る数値の組み合わせとして、最も適切なものを下記の解答群から選べ。

縦覧書類の名称	公衆縦覧期間	
有価証券報告書	受理した日から <input type="text" value="A"/>	年を経過する日まで
半期報告書	受理した日から <input type="text" value="B"/>	年を経過する日まで
内部統制報告書	受理した日から <input type="text" value="C"/>	年を経過する日まで

〔解答群〕

ア A : 5 B : 3 C : 3
イ A : 5 B : 3 C : 5
ウ A : 7 B : 3 C : 3
エ A : 7 B : 5 C : 5

第9問

以下の会話は、中小企業診断士であるあなたと、X 株式会社の代表取締役 a 氏との間で行われたものである。この会話を読んで、下記の設問に答えよ。

a 氏：「今度、人気マンガ家の Y さんに、当社の企業キャラクターを創ってもらうことになりました。将来的には着ぐるみやアニメを作つて活用する予定です。Y さんからその著作権の譲渡を受けるために、次の契約書を作つてみたのですがどうでしょうか。」

Y (以下「甲」という。) と X 株式会社 (以下「乙」という。) とは、キャラクターの絵柄作成業務の委託に関し、以下のとおり契約を締結する。

第1条 (委託)

乙は、甲に対し、以下をテーマとするキャラクターの絵柄 (以下「本著作物」という。) の作成を委託し、甲はこれを受託した。

テーマ：乙が広告に使用するマスコットキャラクター

第2条 (納入)

(1) 甲は乙に対し、本著作物を JPEG データの形式により、2019 年 10 月末日までに納入する。

(2) 乙は、前項の納入を受けた後速やかに納入物を検査し、納入物が契約内容に適合しない場合や乙の企画意図に合致しない場合はその旨甲に通知し、当該通知を受けた甲は速やかに乙の指示に従つた対応をする。

第3条 (著作権の帰属)

本著作物の著作権は、対価の完済により乙に移転する。

第4条 (著作者人格権の帰属)

本著作物の著作者人格権は、対価の完済により乙に移転する。

第5条 (保証)

甲は、乙に対し、本著作物が第三者の著作権を侵害しないものであることを保証する。

第6条（対価）

乙は甲に対し、本著作物の著作権譲渡の対価、その他本契約に基づく一切の対価として、金 1,500,000 円（消費税別途）を、2019 年 11 月末日までに支払う。

本契約締結の証として、本契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保持する。

2019 年 月 日

甲 Y 印

乙 X 株式会社代表取締役 a 印

あなた：「そうですね。まず第 3 条については A 、検討が必要です。また、

第 4 条については B 。詳細は弁護士に確認した方がよいと思いま
すので、もしよろしければ、著作権に詳しい弁護士を紹介しますよ。」

a 氏：「著作権の契約はなかなか難しいですね。よろしくお願ひします。」

(設問 1)

会話の中の空欄 A に入る記述として、最も適切なものはどれか。

なお、著作権法の第 21 条、第 27 条及び第 28 条において規定される権利は次のとおりである。

第 21 条：複製権

第 27 条：翻訳、翻案等する権利

第 28 条：二次的著作物の利用に関する原著作者の権利

ア 著作権は著作者の一身に専属し、譲渡することができんから

イ 著作権法第 21 条から第 28 条の権利は、そもそも対価を支払った者に自動的に移転しますから

ウ 著作権法第 21 条から第 28 条の全ての権利を特掲しないと、特掲されなかつた権利は譲渡した者に留保されたと推定されますから

エ 著作権法第 27 条と第 28 条の権利は特掲しないと、これらの権利は譲渡した者に留保されたと推定されますから

(設問 2)

会話の中の空欄 B に入る記述として、最も適切なものはどれか。

ア 著作者人格権は移転できますが、職務著作の場合に限られますから修正が必要です

イ 著作者人格権は移転できますが、著作者が法人である場合に限られますから修正が必要です

ウ 著作者人格権は移転できませんが、特約があれば移転についてはオーバーライドすることができる任意規定ですから、このままでよいでしょう

エ 著作者人格権は移転できませんし、特約があっても移転についてはオーバーライドできない強行規定ですから、修正が必要です

第10問

物の形状を保護する意匠法、商標法、不正競争防止法に関する記述として、最も適切なものはどれか。

- ア 自動二輪車の形状が意匠登録された場合、その意匠権は同じ形状のチョコレートにも及ぶ。
- イ 自動二輪車の形状が不正競争防止法第2条第1項第1号の商品等表示混同惹起行為として保護されるには、それが当該メーカーの商品等表示として需要者間に広く認識されている必要がある。
- ウ 自動二輪車の形状について意匠登録出願をした場合、所定期間内であれば立体商標の商標登録出願に出願変更することができる。
- エ 自動二輪車の形状は商品そのものの形状なので、立体商標として登録されるとはない。

第11問

著作権の保護期間に関する記述として、最も適切なものはどれか。なお、各記述の自然人の死亡年は、それぞれの著作物の公表年より遅いものとする。

- ア 2000年8月4日に公表された、映画の著作権の存続期間は、2090年12月31日までである。
- イ 2000年8月4日に公表された、株式会社の従業員が職務著作として制作した同社マスコットキャラクターの著作権の存続期間は、2070年12月31日までである。
- ウ 2000年8月4日に公表された、写真家（自然人）に帰属する写真の著作権の存続期間は、2050年12月31日までである。
- エ 2000年8月4日に公表された、マンガ家（自然人）のアシスタントが職務著作として描いた絵の著作権の存続期間は、2070年12月31日までである。

第12問

以下の会話は、中小企業診断士であるあなたと、玩具メーカーの X 株式会社の代表取締役甲氏との間で本年 8 月に行われたものである。会話の中の空欄 A と B に入る語句の組み合わせとして、最も適切なものを下記の解答群から選べ。

あなた：「先月の業界誌で、御社の新製品が好評との記事を読みました。」

甲 氏：「はい、6 月に大規模展示施設の展示会で発表したのですが、おかげさまで、クリスマス商戦に向けて引き合いがたくさん来ています。」

あなた：「この製品、外観がとてもユニークですが、意匠登録出願はされましたか。」

甲 氏：「実をいうと、こんなに売れるとは思っていなかったので、意匠登録出願に費用をかけなかったんです。こんなに好評なら、模倣品対策のため、発表前に出願しておけばよかったです。」

あなた：「A の規定を用いれば、意匠登録出願することができる場合がありますよ。」

甲 氏：「本当ですか。どのくらいの期間認められているのでしょうか。」

あなた：「今回の場合は、展示会に出品した日が起算日になると思いますが、その日から B 間です。」

甲 氏：「よかったです、まだ間に合いそうです。急いで特許事務所に相談してみます。」

〔解答群〕

ア A : 国内優先権

 B : 6 か月

イ A : 国内優先権

 B : 1 年

ウ A : 新規性喪失の例外

 B : 6 か月

エ A : 新規性喪失の例外

 B : 1 年

第13問

特許権に関する記述として、最も適切なものはどれか。

- ア 他人の特許権又は専用実施権を侵害しても、その侵害の行為について過失があつたものと推定されない。
- イ 特許権が共有に係るときは、各共有者は、契約で別段の定めをした場合を除き、他の共有者の同意を得なければ、特許発明の実施をすることができない。
- ウ 特許権について専用実施権を設定した場合には、特許権者は専用実施権者が専有する範囲について業として特許発明の実施をすることができない。
- エ 特許権の存続期間は、登録の日から20年をもって終了する。

第14問

以下の会話は、中小企業診断士であるあなたと、県内で複数の和菓子店を展開する甲株式会社の代表取締役 A 氏との間で行われたものである。会話の中の空欄に入る記述として、最も適切なものを下記の解答群から選べ。

A 氏：「おととい、東京にある乙株式会社から警告書が送られてきて驚いています。」

あなた：「どのような内容ですか。」

A 氏：「うちで販売するどら焼きの名前が、昨年、乙株式会社が「菓子・パン」について登録した商標と類似するそうで、直ちに販売を中止しなさい、という内容です。どうしたらいいでしょう。」

あなた：「確かに、御社のどら焼きは昭和の時代から販売している名物商品ですよね。それであれば、先使用権を主張できるかもしれませんよ。」

A 氏：「その先使用権とはどういうものですか。」

あなた：「不正競争の目的でなく、[]、継続してその商標の使用をする権利を有する、という商標法上の規定です。」

A 氏：「ということは、うちのどら焼きの販売を中止する必要はないですね。」

あなた：「そうです。知的財産権に詳しい弁護士さんを紹介しますので、相談されてはいかがですか。」

A 氏：「よろしくお願いします。」

〔解答群〕

- ア 乙株式会社の商標登録出願前から、御社がどら焼きについて御社商標を使用し、または使用する準備をしているときは
- イ 乙株式会社の商標登録出願前から、御社がどら焼きについて御社商標を使用していた結果、乙株式会社の商標登録出願の際、現に御社商標が御社の業務に係るどら焼きを表示するものとして、需要者の間に広く認識されているときは
- ウ 乙株式会社の商標登録前から、御社がどら焼きについて御社商標を使用し、または使用する準備をしているときは
- エ 乙株式会社の商標登録前から、御社がどら焼きについて御社商標を使用していた結果、乙株式会社の商標登録の際、現に御社商標が御社の業務に係るどら焼きを表示するものとして、需要者の間に広く認識されているときは

第15問

産業財産権法に関する記述として、最も適切なものはどれか。

- ア 特許法には、特許異議申立制度が規定されている。
- イ 実用新案法には、審査請求制度が規定されている。
- ウ 意匠法には、出願公開制度が規定されている。
- エ 商標法には、新規性喪失の例外規定が規定されている。

第16問

中小企業診断士であるあなたと株式会社 X の代表取締役甲氏との間の以下の会話を読んで、下記の設間に答えよ。

甲 氏：「弊社は、現在、自社ブランド製品について、外国の販売業者と取引を開始しようと考えています。先方から届いた契約書案を検討しているのですが、以下の規定について教えてください。

Title & Risk

Risk of loss of the Products sold by Seller under this Agreement shall pass to Purchaser upon Purchaser's acceptance of delivery of the same at the Designated Delivery Site, and title of the Products shall pass to Purchaser only upon full payment therefor.」

あなた：「この規定は、危険負担と所有権の移転に関する条項です。このうち、

■ A については、■ B に移転するものと定められています。また、■ C については、■ D に移転するものと定められています。なお、■ C については、貿易取引条件の解釈の誤解や行き違いを回避する目的で、国際商業会議所が制定したインコタームズという規則がありますので、それによることも考えられます。」

(設問 1)

会話の中の空欄 A～D に入る語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

ア A : 危険負担	B : 代金支払時	C : 所有権	D : 引渡時
イ A : 危険負担	B : 引渡時	C : 所有権	D : 代金支払時
ウ A : 所有権	B : 代金支払時	C : 危険負担	D : 引渡時
エ A : 所有権	B : 引渡時	C : 危険負担	D : 代金支払時

(設問 2)

会話の中の下線部に関連して制定された「海上および内陸水路輸送のための規則」のうち、CIF の説明として、最も適切なものはどれか。

- ア 運賃込み
- イ 運賃保険料込み
- ウ 船側渡し
- エ 本船渡し

第17問

共有に関する記述として、最も適切なものはどれか。なお、別段の意思表示はないものとする。

- ア 共有不動産の所有権確認の訴えを提起するには、各共有者の持分の価格に従い、その過半数で決しなければならない。
- イ 共有不動産の不法占有者に引渡を請求する場合、各共有者がそれぞれ単独でできる。
- ウ 共有不動産を妨害する者に損害賠償を請求する場合、他の共有者の持分についてもすることができる。
- エ 共有不動産を目的とする賃貸借契約の解除をするには、他の共有者全員の同意を得なければならない。

第18問

担保物権のうち、その目的物の売却、賃貸、滅失又は損傷によって債務者が受けるべき金銭その他の物に対して、担保物権を行使することができないものとして、最も適切なものはどれか。

- ア 先取特権
- イ 質権
- ウ 抵当権
- エ 留置権

第19問

民法に基づく保証に関する記述として、最も適切なものはどれか。なお、別段の意思表示はなく、商法は適用されないものとする。

- ア 主たる債務者の意思に反して保証をした者は、求償権を有しない。
- イ 数人の保証人がある場合には、それらの保証人が各別の行為により単純保証したときは、全員が当該債務全部の弁済義務を負う。
- ウ 保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、主たる債務者が弁済をしたことを保証人に通知することを怠ったため、保証人が善意で弁済をしたときは、その保証人は、自己の弁済を有効であったものとみなすことができる。
- エ 保証人は、主たる債務者の委託を受けないで保証をした場合において、債務が弁済期にあるときは、主たる債務者に対して、あらかじめ、求償権を行使することができる。

第20問

債権譲渡に関する記述として、最も適切なものはどれか。なお、別段の意思表示はないものとする。

- ア A が B に対する指名債権を二重譲渡した場合において、C への債権譲渡に係る通知の確定日付が 2019 年 7 月 23 日、D への債権譲渡に係る通知の確定日付が同月 24 日であり、債務者である B に当該通知が到達したのが、前者は同月 26 日、後者は同月 25 日であったときは、債務者 B は、C に対して弁済をする必要がある。
- イ 指名債権の譲渡の対抗要件としての債務者の承諾は、譲渡人又は譲受人のどちらに対してしても、有効である。
- ウ 指名債権の譲渡の通知以前に、弁済期の到来している反対債権を有していた場合でも、譲渡の通知後においては相殺することができない。
- エ 指名債権の譲渡は、譲受人が譲渡人に代位して債務者に通知をすることによっても、債務者に対抗することができる。

第21問

遺言に関する記述として、最も適切なものはどれか。

- ア 遺言者が、遺言において、「この遺言を撤回しない」と意思表示しても、遺言者は、いつでも、遺言の方式に従って、その遺言を撤回することができる。
- イ 遺言は、20 歳に達しなければできない。
- ウ 検認を経ないで、家庭裁判所外において開封された自筆証書遺言は、検認を経なかったことをもって無効となる。
- エ 自筆証書によって遺言をする場合、日付及び氏名を自署し、これに印を押せば、全文はパソコンで作成することができる。

第22問

下表は、マザーズにおける上場審査の形式要件及び上場審査の内容をまとめた表の一部を抜粋したものである。空欄 A～D に入る数値及び語句の組み合わせとして、最も適切なものを下記の解答群から選べ。

(形式要件)

項目	マザーズ形式要件	
株主数 (上場時見込み)	A	人以上 (上場時までに 500 単位以上の公募を行うこと)
流通株式 (上場時見込み)	流通株式数	2,000 単位以上
	流通株式時価総額	5 億円以上
	流通株式数 (比率)	上場株券等の 25% 以上
時価総額 (上場時見込み)	B	億円以上
事業継続年数	新規上場申請日から起算して、C 年前 以前から取締役会を設置して継続的に事業活動 をしていること	

(上場審査の内容)

項目	内容
企業内容、リスク情報等の開示の適切性	企業内容、リスク情報等の開示を適切に行うことができる状況にあること
企業経営の健全性	事業を公正かつ忠実に遂行していること
企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性	コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制が、企業の規模や成熟度等に応じて整備され、適切に機能していること
D	(記載省略)
その他公益又は投資者保護の観点から東証が必要と認める事項	—

〔解答群〕

ア	A : 100	B : 10	C : 3	D : 企業の成長可能性
イ	A : 100	B : 30	C : 1	D : 企業の存続性
ウ	A : 200	B : 10	C : 1	D : 事業計画の合理性
エ	A : 200	B : 30	C : 3	D : 企業の継続性および収益性

【正解】

問題	解答	配点
第1問	ア	4
第2問	イ	4
第3問	ア	4
第4問	ア	4
第5問	イ	4
第6問 (設問1)	ア	4
第6問 (設問2)	ウ	4
第7問	ア	4
第8問	イ	4
第9問 (設問1)	エ	4
第9問 (設問2)	エ	4
第10問	イ	4
第11問	イ	4

問題	解答	配点
第12問	エ	4
第13問	ウ	4
第14問	イ	4
第15問	ア	4
第16問 (設問1)	ウ	4
	イ	4
第17問	イ	4
第18問	エ	4
第19問	ウ	4
第20問	イ	4
第21問	ア	4
第22問	ウ	4

作成日：令和元年8月5日(月)

※解答・配点は一般社団法人中小企業診断協会の発表に基づくものです。

正解・配点について、個々のお問い合わせには応じられません。

上級講義編 1

1. 会社法（組織再編等）
2. 会社法（計算）

※本テキストの条文は、断りのない場合は会社法を指します。また、「施行規則」は会社法施行規則の、「計算規則」は会社計算規則の、「金商法」は金融商品取引法の略です。

1 会社法（組織再編等）

1 株主と債権者

〔1〕株主

(1) 株主

株主（株式会社の社員、出資者のこと）は、株式会社の実質的な所有者、オーナーである。株主総会は株式会社の最高意思決定機関であるが、それは、株式会社のオーナーである株主の合議体だからである。

株主の責任は間接有限責任である。株主は、株式の引受価額を限度として（=有限責任）、株式会社に対して出資する義務を負うだけである（=間接責任）。株式会社の負債の金額にかかわらず、また債務の弁済状況も関係なく、引受価額を超えて出資する義務を負わないし、株式会社の債権者に対して弁済する義務も負わない。つまり、株主は、株式会社の債権者に対して何らの責任も負わない。その代わり、清算時における株主への残余財産の分配については、債権者への弁済が先となり、その後に株主に分配されるように、株主は債権者よりも弁済順位が劣る。

【例題】令和元年度第5問

ア 株式：会社が解散して清算する場合、株主は、通常の債権者、社債権者等の債権者に劣後し、これら債権者の債務を弁済した後に残余財産があれば、その分配を受ける。⇒○

社債：（省略）

前述のように、会社清算時における残余財産の分配では、株主は債権者よりも弁済順位が劣る。

(2) 株主総会

株式会社の意思決定は、原則として株主総会の決議で決定される（ただし、一定の事項は取締役／取締役会等に委任可）。

株主総会の決議とは、言い換えれば株主の多数決で決定するということである。決議の種類およびその考え方は以下のとおりである。

1) 普通決議

原則として、議決権を行使できる株主の議決権の過半数を有する株主の出席かつ出席株主の議決権の過半数の賛成。

⇒株主にとって普通の意思決定事項。株式会社では通常に行われる事項。

毎期の計算書類の承認、剩余金の配当、役員・会計監査人の選任・解任（注：監査等委員、監査役の解任は特別決議）など。

2) 特別決議

原則として、議決権を行使できる株主の議決権の過半数を有する株主の出席かつ出席株主の議決権の3分の2以上の賛成。

⇒株主にとって普通ではない、特別の意思決定事項。株式会社では通常には行われない事項（特別な状況で行われる事項）や株主の不利益が大きい事項。

減資、合併等の組織再編、解散、定款の変更（原則）、株式譲渡制限会社の募集株式の発行など。

3) 特殊決議

かなり特殊な意思決定事項であり、株主に生じる不利益が特別決議事項よりも大きい事項。以下の2つがある。

① 定款変更による株式譲渡制限の定め等（組織再編により実質的に同等となる場合を含む）

議決権を行使できる株主の半数以上であって当該株主の議決権の3分の2以上の賛成

② 株式譲渡制限会社において株主ごとに異なる取扱いを定める場合の定款変更
総株主の半数以上であって総株主の議決権の4分の3以上の賛成

（3）反対株主の株式買取請求権

株式会社の意思決定は、株主の多数決で決まる。ということは、全員が賛成しない限り、少なからず反対する株主（反対株主）は存在する。そして、反対株主にとっては、その決定事項が実行されると、その株式会社に出資している意味が希薄になることもある。このような場合に、反対株主に株式買取請求権が認められている。

＜株式買取請求権＞

株主が、自己の有する株式の公正な価格での買取りを株式会社に対して請求できる権利のこと。株式は原則として払戻し（=株式会社に買い取ってもらうこと）が認められていないが、株主に不利益が生じる一定の場合に例外的に払戻しが認められる制度である。

[2] 債権者

(1) 債権者

株式会社に融資する金融機関や、売掛金を有する取引先等が該当する。株主と異なり、債権者は株式会社のオーナーではないため、株式会社の意思決定に関与することができない。そして、株式会社の株主は有限責任を負うに過ぎないため、債権者にとっては、株式会社の財産だけが債権の引当てとなる。よって、会社債権者にとっては**会社財産の維持**が重大な関心事となる。そこで、意思決定に参画できない代わりに、**債権者保護手続**が規定されている。

なお、当たり前であるが、債権者が存在することが債権者保護手続の前提となる。したがって、組織再編等について、**新たに設立される会社**（新設合併・新設分割における新設会社、株式移転における完全親会社）には債権者自体が存在しないため、債権者保護手続は不要である。

(2) 社債権者

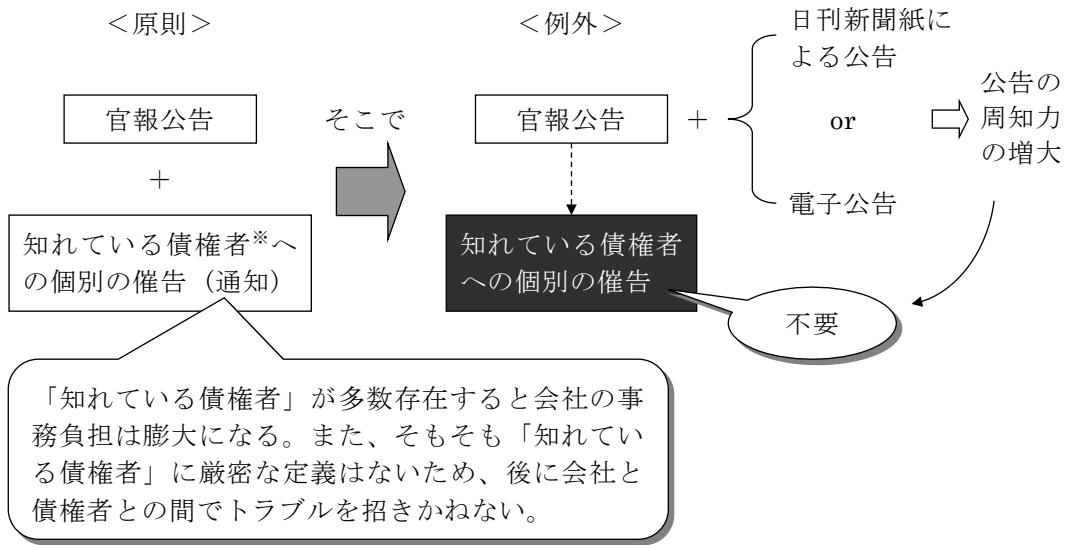
社債権者も債権者であるから、債権者保護手続の対象となるが、社債権者が会社に対して異議を述べるためには、あらかじめ社債権者集会の決議（+裁判所の認可）が必要である。しかし、社債権者集会の手続を経て異議を述べることは事実上困難である。そこで、社債権者集会の決議がない場合であっても、**社債管理者が株式会社に対して異議を述べることができると**されている（740条）。

＜債権者保護（異議）手続＞

会社が、債権者の利害に重大な影響を及ぼすおそれのある事項を行う場合、原則として**官報に必要な事項を公告**し、かつ**知れている債権者に対する個別の催告**（通知）を義務づけた手続のこと（官報公告に加えて、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告または電子公告を行った場合は、「知れている債権者への個別の催告」は不要）。

債権者が**1か月**（最短）以内に異議を述べなかった場合、当該事項について承認したものとみなされる。1か月（最短）以内に異議を申し出た場合、会社は、当該債権者に対して弁済や担保の提供などを行わなければならない。

<考え方>



※ 「知っていない債権者」への個別の催告は不要。

[3] 新株予約権者

新株予約権者は、本来的には、株式会社に対して新株予約権という債権を有する債権者である。しかし、新株予約権を行使することによって株主になるため、通常の債権者よりは株主に近い性格をもつ。したがって、新株予約権者には債権者保護手続は適用されない代わりに新株予約権買取請求権の対象となる。新株予約権買取請求権は、簡単にいえば、反対株主の株式買取請求権の新株予約権版である。なお、新株予約権付社債権者は、新株予約権買取請求権を行使する場合、新株予約権付社債についての社債部分の買取りも併せて請求しなければならない。

2 組織再編等と M&A

〔1〕M&A とは

M&A は Mergers and Acquisitions の略であり、直訳すれば「合併」（1 つになる）と「買収」（子会社にする）のことである。ただし、一般的には「合併」と「買収」のみならず、株式交換・株式移転や会社分割、さらには業務提携なども含んで、M&A という用語が使用される場合も多い。

M&A の主目的は、規模の拡大や他社の経営権・事業を得ること（または自社の経営権や事業を他社に渡すこと）である。敵対的な M&A（敵対的買収）もあれば友好的な M&A（友好的買収）もある。M&A は、他社の支配目的のみならず、新規事業進出、事業再構築、企業再生、事業承継など、さまざまな場面で利用される。

なお、以後の説明においては、株式（自社株式）を用いた行為を前提とする（対価の柔軟化は考慮しない）。

〔2〕企業買収と株式交換

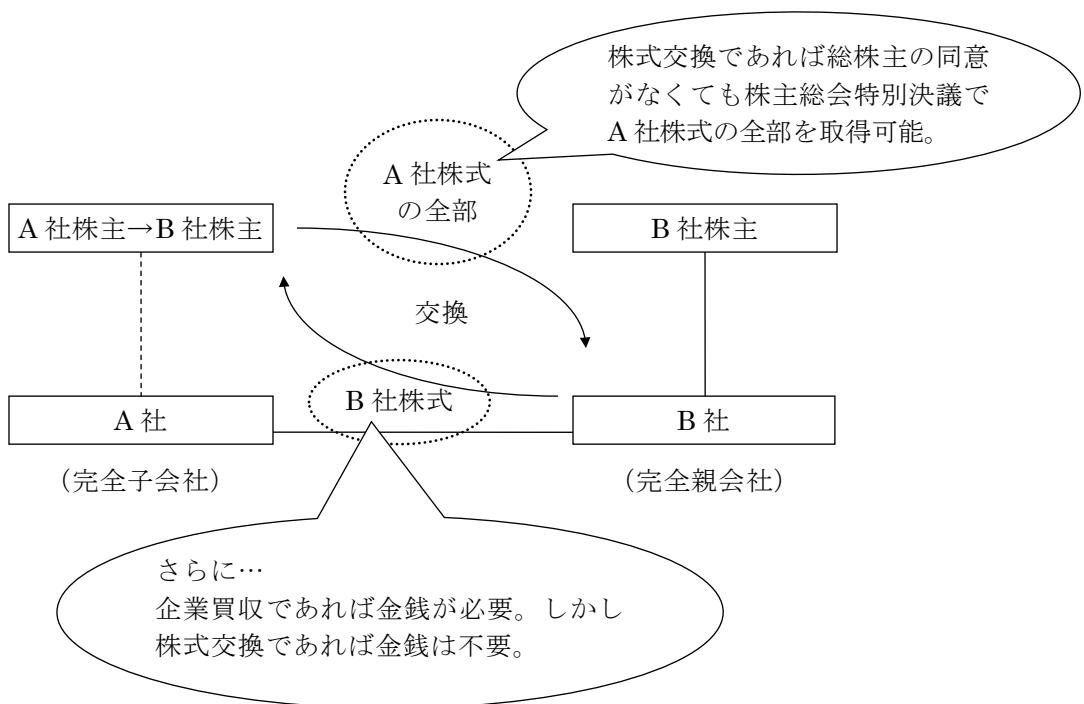
（1）企業買収

他社を支配するということは、他社の経営権（議決権）を得るということである。株式会社の場合、議決権は株式に表章される。したがって、他社の株式を取得することが企業買収の原型となる。原則として、株式会社の議決権の 3 分の 1 超を取得すれば特別決議（定款変更等）を否決することができ、株式会社の議決権の過半数を取得すれば普通決議（取締役の選任等）を可決することができる。

（2）株式交換

株式交換は平成 11 年商法改正で創設された。その創設目的は、完全親子会社関係（子会社の発行済株式の全部を親会社に取得させること）を容易に創設できるようにすることといえる。企業買収の場合、1 人でも反対する株主がいれば完全親子関係は実現しない。つまり、完全親子関係を実現するためには総株主の同意が必要となる。それに対し、株式交換は原則として株主総会特別決議で可能なため、総株主の同意までは必要としないメリットがある。

<株式交換のメリット>



[3] 株式移転と持株会社

株式移転も株式交換と同様、平成11年商法改正で創設された。その背景は、平成9年独占禁止法改正による持株会社（純粹持株会社）の解禁がある。つまり、株式移転の創設目的は、持株会社を容易に創設できることということといえる（株式移転のメリットは、基本的に株式交換と同じである）。

[4] 合併と事業譲渡

合併は被合併会社の権利義務を包括的に承継する組織再編行為であり、個人（自然人）における相続の法人版ともいえる。また、合併では被合併会社は必ず消滅する（企業買収では、被買収会社は消滅しない。株式交換・株式移転の完全子会社も消滅しない）。なお、試験対策上は吸收合併のほうが重要であり、吸收合併を前提に説明する。

事業譲渡（事業の全部譲渡）でも、他社の事業のすべてを取得することが可能である。しかし、事業譲渡では、取引先との契約上の権利義務（債権・債務）や労働契約上の法律関係は当然には承継されず、債権者や労働者の個別の同意が必要である（そのため、債権者保護手続は規定されていない）。一方、吸收合併では権利義務が包括的に承継される（そのため、債権者保護手続が規定されている）。

したがって、権利義務の全部の承継を目的とするのであれば吸收合併が適し、権利義務を個別に（選んで）移転したい場合であれば事業譲渡が適している。

[5] 会社分割と事業譲渡

会社分割は平成12年商法改正により創設された。その理由は「事業譲渡の使い勝手が悪いから」である。会社分割創設以前は、以下のような問題点（デメリット）が指摘されていた。

- ① 事業譲渡では、債権・債務の移転には債権者の個別の同意が必要である（債権者が同意しなければ移転しない）。
- ② 事業譲渡では、労働契約の承継には労働者の個別の同意が必要である（労働者が同意しなければ、労働契約は承継されない）。
- ③ 事業譲渡の譲渡会社は、法律上一定の競業禁止義務を負う。

基本的に、これらの問題点を解消したものが会社分割である。ただし、労働契約の承継については労働者に与える影響が大きいため、労働契約承継法（会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律）が別途制定された。

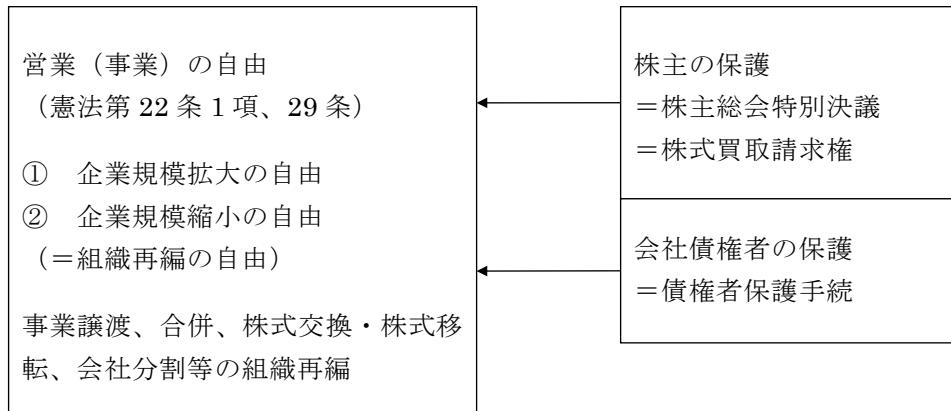
＜参考＞

旧国鉄のJRへの民営化の際、旧国鉄の職員が必ずしもJR各社に承継（転籍）されたわけではなかったため、大きな問題が生じた。そのため、労働契約承継法では、原則は分割契約・分割計画の定めに則るとしながら、労働者が異議を申し出た場合に承継や残留を認めることにより、労働者の保護を図っている。

3 組織再編等のまとめ

〔1〕組織再編等の基本的な考え方

〔組織再編等の視点〕



☆「会社の営業（事業）の自由＝原則」と「関係者の利益保護＝配慮」とのバランスが必要

〔組織再編等のまとめ（原則）〕

	事業譲渡 事業譲受	合併		株式交換 (吸収型)	株式移転 (新設型)	会社分割	
		吸収	新設			吸収	新設
事前・事後の書類備置	不要	必要	必要	必要	必要	必要	必要
株主総会特別決議の要否	必要 ^{※1}	必要	必要	必要	必要	必要	必要
株式買取請求権 ^{※2}	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり
新株予約権買取請求権 ^{※3}	なし ^{※4}	消滅会社	消滅会社	完全子会社	完全子会社	分割会社	分割会社
債権者保護手続	なし ^{※4}	あり	あり	なし ^{※5}	なし ^{※5}	あり ^{※6}	あり ^{※6}
労働契約の承継	なし ^{※4}	当然承継	当然承継	なし	なし	労働契約承継法の定め	労働契約承継法の定め
効力発生の時期	事業譲渡契約で定めた日	吸収合併契約で定めた日	(新設)会社成立の日	株式交換契約で定めた日	(新設)親会社成立の日	吸収分割契約で定めた日	(新設)会社成立の日
簡易組織再編	譲受会社	存続会社	なし	完全親会社	なし	承継会社分割会社	分割会社
略式組織再編	譲渡会社 譲受会社	存続会社 消滅会社	なし	完全親会社 完全子会社	なし	承継会社 分割会社	なし

※1 「事業の全部または重要な一部の譲渡」「他の会社の事業の全部の譲受け」の場合に必要。

※2 事業の重要な一部の譲渡（＝株主総会決議不要）における譲渡会社や簡易組織再編における対象会社（＝株主総会決議不要）等の株主には認められない。

※3 行使条件の変更等、新株予約権者に不利益が生じる場合に必要。

※4 事業譲渡において、債権・債務（新株予約権を含む）や労働契約を譲受会社に移転（承継）させるためには、それぞれ債権者・新株予約権者・労働者の個別の同意が必要。

※5 対価の柔軟化の場合や新株予約権付社債が承継された場合に必要になることがある。

※6 分割後も分割会社に対して債権を有する債権者（残存債権者）について債権者保護手続は不要。

（1）組織再編等の考え方

組織再編等は、以下のような類型に分けると整理しやすい。

- ・**吸収型（契約型）**[※]：吸収合併、株式交換、吸収分割
- ・**新設型**：新設合併、株式移転、新設分割

※ 事業譲渡もこのグループ。

新設型の場合、簡易組織再編・略式組織再編が規定されていない（注：新設分割における分割会社の簡易組織再編を除く）。なぜなら、そもそも新設会社は承認株主総会の時点では存在しておらず（設立登記前のため法人格がない）、新設会社の株主

もこの時点では存在しないからである。同様に、効力発生日も、新設型は法人格がなければ権利義務の主体になれないから、法人格が付与されたとき＝設立登記のときが効力発生日となる。一方、吸收型（契約型）は当該行為時点ですでに法人格があるので、契約で定めた日に効力を発生させることができる。「合併等の対価の柔軟化」が認められるのも吸收型（契約型）のみである（新設型では対価の柔軟化は認められない）。

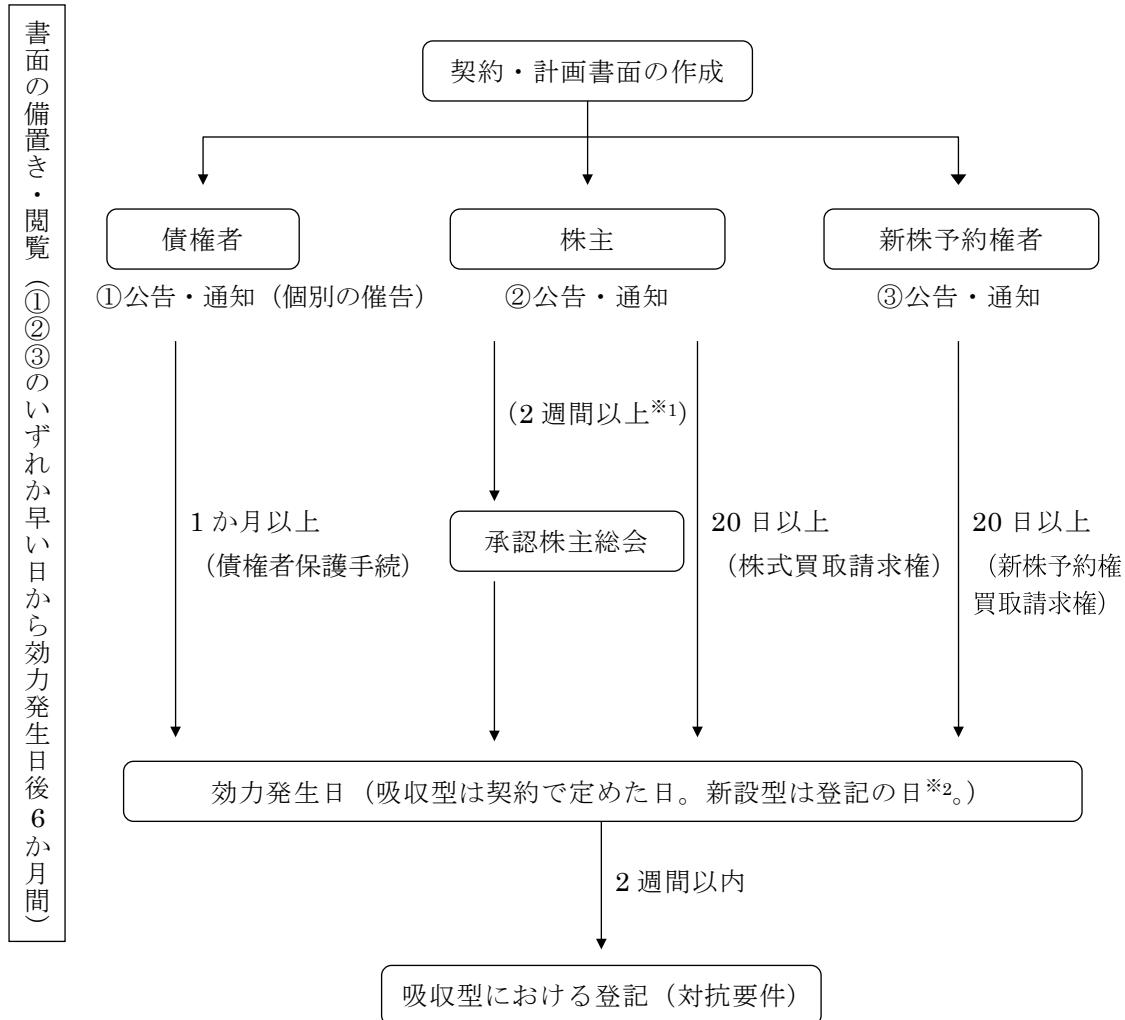
【例題】平成 19 年度第 16 問（設問 2）

エ 完全親会社は、完全子会社の株式移転計画の承認が行われた日に、その発行済株式の全部を取得する。⇒×

「発行済株式の全部を取得する」とは、完全親子会社関係が成立することを意味する。そして、株式移転に限らず、新設型の組織再編行為の効力発生日は、新設する会社の成立の日（設立登記の日）である。「完全子会社の株式移転計画の承認が行われた日」では、まだ完全親会社は成立しておらず、法人格がないため法律行為を行うことはできないため、不適切である。

本問は株式移転で問われているが、同じ新設型の新設合併、新設分割で問われていても、不適切となる。

<手続の流れの概要>



※1 公開会社の場合。株式譲渡制限会社は1週間（取締役会不設置会社は定款で短縮可）以上。

※2 新設型の登記は①承認株主総会、②株式買取請求・新株予約権買取請求の公告・通知日から20日経過日、③債権者保護手続終了日のいずれか遅い日から2週間以内。

〔2〕各手続の定義

制 度	内 容	
事業譲渡*	一定の営業（事業）目的のために組織化された機能的財産を一体として移転し譲受人が営業者たる地位を承継し、譲渡人が法律上競業禁止義務を負うこと	
合 併	複数の会社が合併契約により合体して1つの会社になること	
	吸收合併	会社が他の会社とする合併であって、合併により消滅する会社の権利義務の全部を合併後存続する会社に承継させるもの
	新設合併	2以上の会社がする合併であって、合併により消滅する会社の権利義務の全部を合併により設立する会社に承継させるもの
株式交換・株式移転	ともに完全親子会社関係を作り出す制度	
	株式交換	株式会社がその発行済株式の全部を他の株式会社または合同会社に取得させること
	株式移転	1または2以上の株式会社がその発行済株式の全部を新たに設立する株式会社に取得させること
会社分割	分割会社が承継会社等に事業を承継させ会社を再編・分割すること	
	吸收分割	株式会社または合同会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を分割後他の会社に承継させること
	新設分割	1または2以上の株式会社または合同会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を分割により設立する会社に承継させること

* 譲渡会社は、当事者の別段の意思表示がない限り、同一市町村および隣接市町村の区域内において20年間（特約により伸長することはできるが30年を超える特約は禁止）の競業禁止義務を負う。

【例題】平成 28 年度第 3 問（設問 1）

（問題文抜粋）

以下の会話は、中小企業診断士であるあなたと X 株式会社（以下「X 社」という。）の代表取締役甲氏との間で行われたものである。X 社は、 α の製造販売事業（以下「 α 事業」という。）を営んでいる。この会話を読んで、下記の設間に答えよ。

甲 氏：「おかげさまで弊社の α 事業は好調です。そこで、業容を拡大したいと考えていたところ、先日ちょうど、取引銀行を通じて、弊社と同じ α 事業を営んできた Y 社から、事業の選択と集中を進めたいから同事業を買収しないかという話をもらいまして、現在前向きに検討しています。Y 社は、 α 事業以外の事業も営んでいるので、新設分割で α 事業をいったん切り出して子会社 Z 社を設立し、弊社が Y 社から Z 社の全株式を現金で買い取るスキームを考えています。何か注意しておいた方がいいことはありますか。」

あなた：「 A 」。

（設問 1）

会話の中の空欄 A に入る記述として、最も不適切なものはどれか。

ア α 事業に関する債務は、Z 社が承継する債務から除外することはできないので、 α 事業に関する簿外債務がないかどうかの調査が重要になります。⇒×
(イ、ウ、エ省略)

新設分割とは、1 または 2 以上の株式会社または合同会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を分割により設立する会社に承継させることをいう。

「事業に関して有する権利義務の全部または一部」を承継させることは、本問でいえば、（承継対象の） α 事業に関する権利義務の全部または一部を Z 社に承継させることをいう。 α 事業に関する権利義務の全部を承継させることもできるし、一部を承継させることもできるわけだから、「 α 事業に関する債務は、Z 社が承継する債務から除外することはできない」という記述が不適切となる。

[3] 書面の要否（契約書などの本店の備置き・閲覧義務）

制 度	内 容	
事業譲渡	「事業譲渡契約（書）」などの書面の作成は法律上は不要	
合 併	吸収合併	「吸収合併契約」に関する書面（または電磁的記録）
	新設合併	「新設合併契約」に関する書面（または電磁的記録）
株式交換・株式 移転	株式交換	「株式交換契約」に関する書面（または電磁的記録）
	株式移転	「株式移転計画」に関する書面（または電磁的記録）
会社分割	吸収分割	「吸収分割契約」に関する書面（または電磁的記録）
	新設分割	「新設分割計画」に関する書面（または電磁的記録）

<参考>

各書面等は、株主および債権者の閲覧請求に応えるために、債権者・株主等への公告・通知のいずれか早い日から効力発生日後6か月を経過する日（消滅会社では効力発生日）までの間、本店に備え置かなければならない。

【例題】平成26年度第18問

ア 会社分割では吸収分割契約の内容を記録した書面又は電磁的記録を本店に備え置かなければならないが、事業譲渡ではこのような制度はない。⇒○

組織再編等において、書面の備置義務がないのは 事業譲渡のみ である。

[4] 株主総会特別決議の要否

(1) 事業譲渡・譲受の場合

	譲渡会社	譲受会社
全部譲渡	必要	必要
重要*な一部の譲渡	必要	不要
重要*でない一部の譲渡	不要	不要

* 「重要」とは、譲渡資産の価額が譲渡会社の総資産額の5分の1（定款で引下げ可）を超えるものをいう。

【例題】令和元年度第2問

ウ 事業の全部を譲渡する場合には、譲渡会社の株主総会の特別決議によって承認を受ける必要があるが、事業の一部を譲渡する場合には、譲渡会社の株主総会の特別決議による承認が必要となることはない。⇒×

事業の一部譲渡の場合、「重要」な一部の譲渡に該当すれば、譲渡会社では株主総会（特別決議）の承認が必要となる。なお、一部譲渡（譲受）の場合、「譲受会社」では株主総会の承認は不要になる。

(2) その他の合併、株式交換・株式移転、会社分割の場合

株主総会特別決議が原則として必要。

〔5〕株式買取請求権の有無

事業譲渡、合併、株式交換・株式移転、会社分割とも、原則として、反対する株主（および議決権を行使できない株主）について株式買取請求権が認められている。

【例題】令和元年度第2問

イ 事業譲渡をする会社の株主が、事業譲渡に反対する場合、その反対株主には株式買取請求権が認められている。⇒○

組織再編等に反対する株主は、原則として、株式買取請求権が認められている。

[6] 債権者保護（異議）手続

制 度	内 容
事業譲渡	不要（債権者の個別の同意が必要）
合 併	必要
株式交換・株式移転	原則として不要 ^{※1}
会社分割	原則として必要 ^{※2}

※1 対価の柔軟化の場合や新株予約権付社債が承継された場合に必要になることがある。

⇒新株予約権付社債が完全子会社から完全親会社に承継される場合における完全子会社（株式交換・株式移転）・完全親会社（株式交換）に必要。

⇒完全子会社の株主に対して完全親会社の株式以外の財産を交付する一定の場合における完全親会社（株式交換）に必要。

※2 分割後も分割会社に対して債権を有する債権者（残存債権者）について債権者保護手続は不要。

⇒会社分割では、分割後に承継会社・新設会社に債権が承継される分割会社の債権者および承継会社の債権者に対して債権者保護手続が必要となる。

【例題】令和元年度第2問

エ 当該事業を構成する債務や契約上の地位を譲受人に移転する場合、個別にその債権者や契約相手方の同意を得る必要はない。⇒×

事業譲渡では、債務や契約上の地位を譲受人（譲受会社）に移転する場合、個別にその債権者や契約相手方の同意を得る必要がある反面、債権者保護手続は規定されていない。言い方を変えると、債権者保護手続が規定されている手続は、その債権者や契約相手方の個別の同意を得なくとも、債務や契約上の地位を譲受人（存続会社、承継会社等）に移転することができる、ということになる。

【例題】平成26年度第18問

イ 会社分割では適法に債権者保護手続を経ることで対象事業の債務を移転させることができが、事業譲渡では個々の債権者から同意を得ずに債務を移転させることができる。⇒×

会社分割については正しいが、事業譲渡では、個々の債権者から同意を得なければ債務を移転させることはできない。

(1) 株式交換・株式移転において債権者保護手続の対象となる債権者

株式交換・株式移転では、原則として債権者保護手続は不要である。しかし、新株予約権付社債がからむ場合には、社債に係る債権（債務）が移転するので、債権者保護手続が必要となる。その他、対価の柔軟化の場合にも財産の変動を伴うので、一定の場合に債権者保護手続が必要となる。

	完全子会社	完全親会社
株式交換	完全親会社に承継される新株予約権付社債権者	<ul style="list-style-type: none">・完全子会社から新株予約権付社債が承継される場合における債権者・対価の柔軟化の場合における債権者（一定の場合）
株式移転	完全親会社に承継される新株予約権付社債権者	（なし）*

* 完全親会社は設立中のためまだ債権者はいない。

(2) 会社分割において債権者保護手続の対象となる債権者

	分割会社	承継会社・新設会社
吸收分割	分割後に承継会社に債権が承継される債権者	承継会社の債権者
新設分割	分割後に新設会社に債権が承継される債権者	（なし）*

* 新設会社は設立中のためまだ債権者はいない。

(3) 詐害的な会社分割等における債権者の保護（759条4～7項、764条4～7項）

承継会社・新設会社に承継されない債権（債務）の債権者（＝「残存債権者」という）を害することを知って、分割会社が会社分割をした場合、残存債権者は、承継会社・新設会社に対して、承継した財産の価額を限度として、債務の履行を請求できる。

以下のいずれもの要件を満たすことが必要となる。

- ① 分割会社に対する残存債権者の債権が存在すること
- ② 分割会社が、残存債権者を害することを知って行った会社分割であること
- ③ 承継会社が、効力発生日に残存債権者を害することを知っていた（＝悪意）こと

（注：新設会社は設立中のため、③の要件はない）

なお、残存債権者は、分割会社が、残存債権者を害することを知って会社分割を行ったことを知った時から2年以内に請求（または請求の予告）をしないと、履行の

請求権は消滅する。効力発生日から 10 年を経過したときも、同様に消滅する。

また、**詐害的な事業譲渡**においても、残存債権者を保護するための同様の規定が設けられている（23 条の 2）。「2 年」「10 年」という権利行使期間も同じである。

＜補足＞

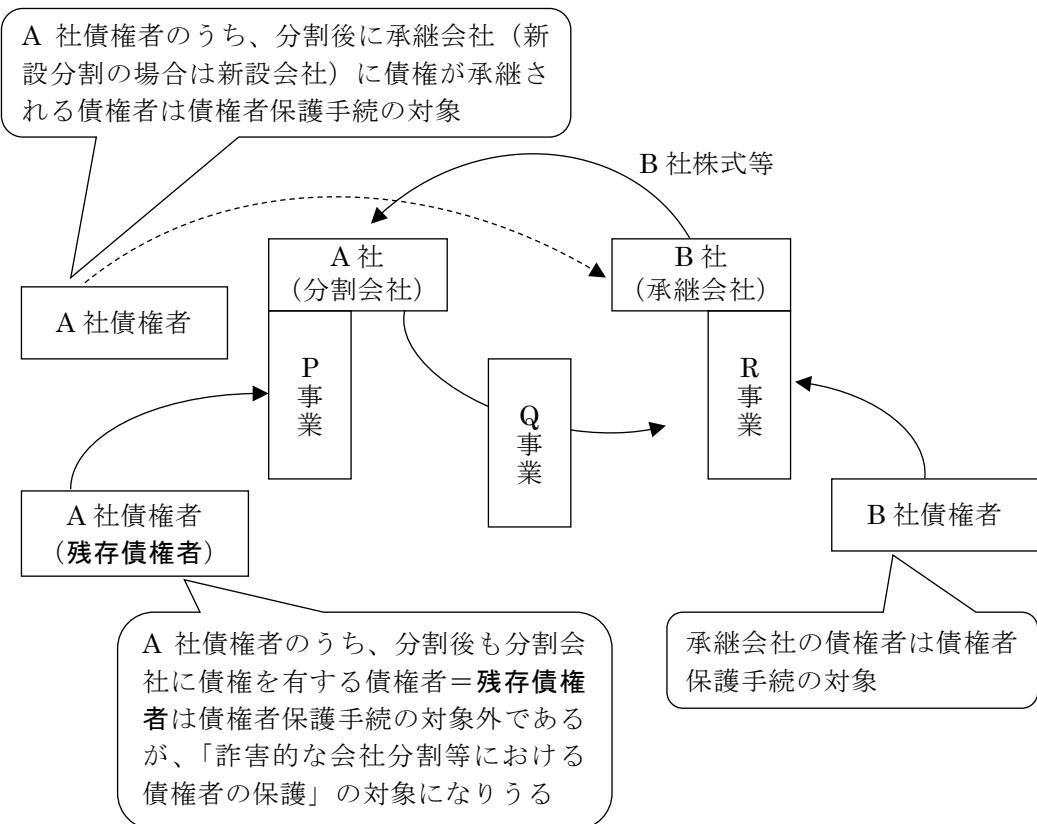
事業譲渡では、債権者が同意しない限り債権（債務）は譲渡会社から譲受会社に移転しないことから、譲渡会社の債権者は基本的には残存債権者となる。

【例題】平成 28 年度第 14 問

エ 新設分割会社が新設分割設立株式会社に承継されない債務の債権者を害することを知って新設分割をした場合、当該債権者は、その新設分割設立株式会社に対し、承継しなかった財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求できる。⇒×

当該債権者（残存債権者のこと）が、新設分割設立株式会社に対し、当該債務の履行を請求できるのは、新設分割設立株式会社が承継した財産の価額が限度となるため、不適切である。

[会社分割における債権者保護手続（吸収分割の場合）]



<参考> 人的分割について

上記の図でいえば、B社はQ事業の対価として株式等の財産をA社に渡す（「物的分割」という）。これが、A社ではなくA社株主に渡される行為を「人的分割」という（ただし、物的分割・人的分割という用語は会社法上は定義されておらず、旧商法時代の呼称である）。人的分割の場合、A社（分割会社）は株式等の財産を受け取らない。そこで、人的分割の場合には残存債権者も債権者保護手続の対象となる（分割会社の財産が減少するため）。

【例題】平成29年度第2問

以下の会話は、中小企業診断士であるあなたと X 株式会社（以下「X 社」という。）の代表取締役甲氏との間で行われたものである。甲氏は、X 社の発行済株式の全てを保有している。会話の中の空欄 A～C に入る記述の組み合わせとして、最も適切なものを下記の解答群から選べ。

甲 氏：「会社分割の手続を利用して、当社の α 事業を、Y 株式会社（以下「Y 社」という。）に売却しようと考えているのですが、債権者異議手続の対象となる債権者の範囲を教えてください。まず、吸收分割により α 事業に係る権利義務を Y 社に直接承継させ、その対価として X 社が Y 社から現金を受け取る場合にはどうなりますか。」

あなた：「売却ということで、X 社は、分割後、 α 事業に対する支配権を手放すということでしょうから、分割契約において、Y 社に承継させる債務に係る債権者は、もう X 社に債務の履行を請求できないと定めることになりますよね。そうすると、[A] が債権者異議手続の対象になります。」

甲 氏：「では、新設分割により α 事業に係る権利義務を新たに設立した Z 株式会社（以下「Z 社」という。）に承継させた上で、Z 社の株式を Y 社に譲渡する場合にはどうなりますか。」

あなた：「Z 社の株式の譲渡の対価を X 社が受け取りたい場合には、新設分割と同時に Z 社の株式を X 社が保有する物的分割になります。また、分割計画において、Z 社に承継させる債務に係る債権者は、やはり、もう X 社に債務の履行を請求できないと定めることになりますよね。そうすると、[B] が債権者異議手続の対象になります。」

他方、Z 社の株式の譲渡の対価を甲さんが個人で受け取りたい場合には、新設分割と同時に Z 社の株式を甲さん個人が保有する人的分割になるでしょう。その場合には、[C] が債権者異議手続の対象になります。事業の売却ということであれば、いろいろな専門家のアドバイスも必要になってくると思いますし、よい方を紹介しますから、一緒に相談に行ってみませんか。」

[解答群]

ア A : Y社に承継させる債務に係る債権者と分割の効力発生日前から Y社の債権者であった者

B : Z社に承継させる債務に係る債権者

C : Z社に承継させる債務に係る債権者だけでなく、Z社に承継されない債務に係る債権者

イ A : Y社に承継させる債務に係る債権者と分割の効力発生日前から Y社の債権者であった者

B : Z社に承継させる債務に係る債権者だけでなく、Z社に承継されない債務に係る債権者

C : Z社に承継させる債務に係る債権者

ウ A : Y社に承継されない債務に係る債権者と Y社に承継させる債務に係る債権者と分割の効力発生日前から Y社の債権者であった者

B : Z社に承継させる債務に係る債権者

C : Z社に承継させる債務に係る債権者だけでなく、Z社に承継されない債務に係る債権者

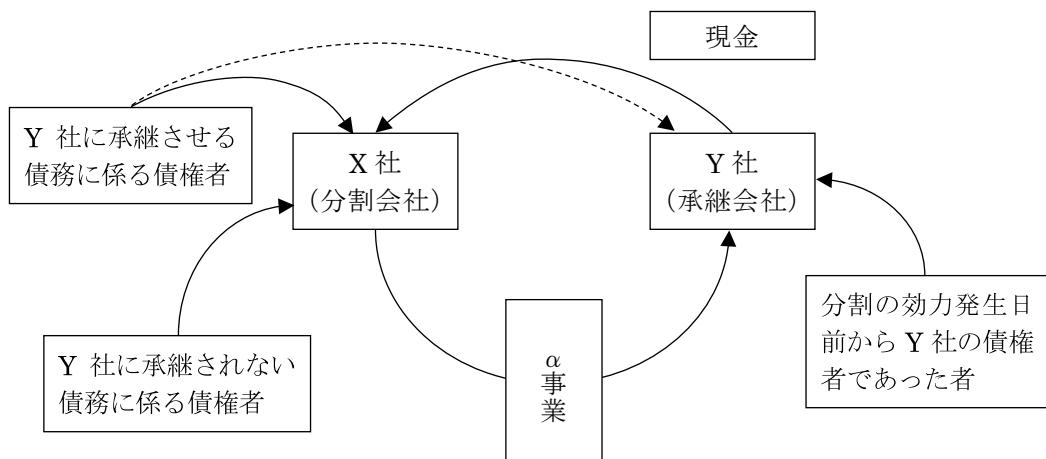
エ A : Y社に承継されない債務に係る債権者と Y社に承継させる債務に係る債権者と分割の効力発生日前から Y社の債権者であった者

B : Z社に承継させる債務に係る債権者だけでなく、Z社に承継されない債務に係る債権者

C : Z社に承継させる債務に係る債権者

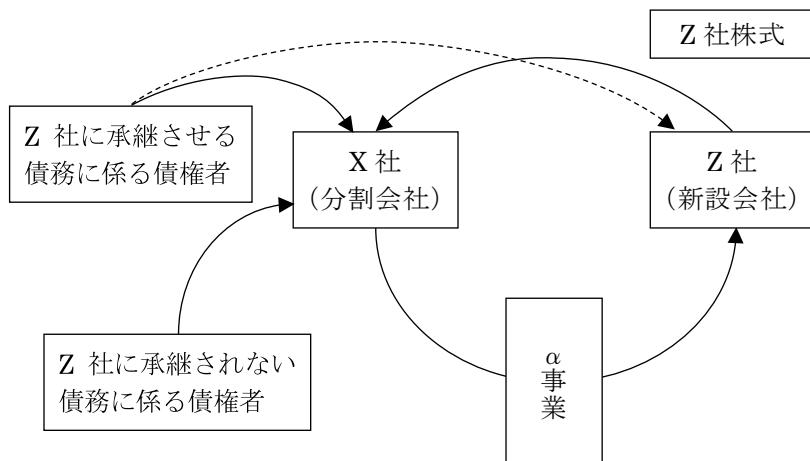
(正解ア)

まず、空欄 A について図示すると下図のようになる。



空欄 A は、通常の吸收分割（注：対価は現金である）について述べている。そうすると、債権者保護手続の対象となる債権者は、X 社債権者のうちの「Y 社に承継させる債務に係る債権者」と、「分割の効力発生日前から Y 社の債権者であった者」（Y 社債権者）となる。X 社債権者のうちの「Y 社に承継されない債務に係る債権者」は「残存債権者」であるから、債権者保護手続の対象ではない。

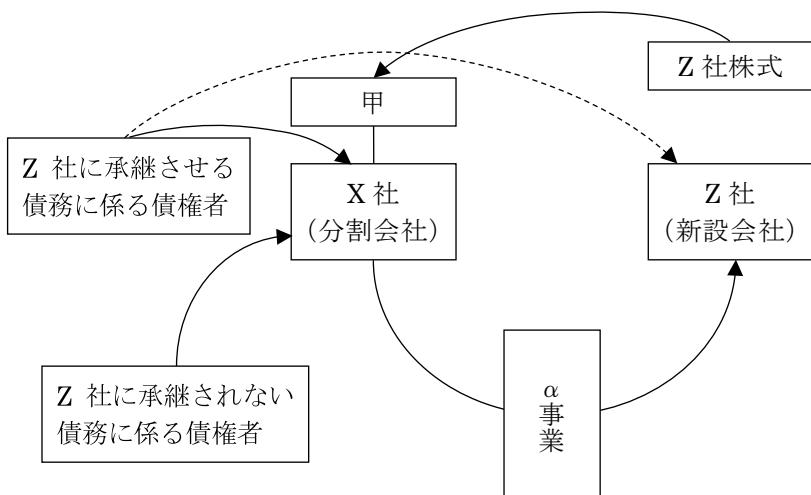
次に、空欄 B について図示すると下図のようになる。



空欄 B は、通常の新設分割について述べている。そうすると、債権者保護手続の対象となる債権者は、X 社債権者のうちの「Z 社に承継させる債務に係る債権者」となる。X 社債権者のうちの「Z 社に承継されない債務に係る債権者」は「残存債権者」であるから、債権者保護手続の対象ではない。なお、Z 社は新設中で債権者はまだいないから、債権者保護手続の対象となる債権者もない。

そうすると、この段階で、空欄 A=「Y 社に承継させる債務に係る債権者と分割の効力発生日前から Y 社の債権者であった者」、空欄 B=「Z 社に承継させる債務に係る債権者」が確定し、自動的にアが選べることになる。つまり、空欄 C を考える必要がなく、人的分割に関する知識がなくても正解できる問題である。

なお、空欄 C について図示すると下図のようになる。



空欄 C は、「人的分割」について述べている。上図からわかるように、X 社は α 事業を承継させる対価を得ないことになる。この場合、X 社は財産が減るだけになるため、「Z 社に承継させる債務に係る債権者」だけでなく、「Z 社に承継されない債務に係る債権者」（残存債権者）も、債権者保護手続の対象となる。

〔7〕労働契約の承継

制 度	内 容		
事業譲渡	なし（承継させるためには労働者本人の個別の同意が必要（民法第625条1項））		
合 併	当然に承継		
株式交換・株式移転	なし（株主が替わるだけで労働契約の承継を伴うものではない）		
会社分割	労働契約承継法の定めによる		
	承継される事業に主として従事する者	分割契約（計画）に定めあり	当然に承継
	承継される事業に主として従事する者以外	分割契約（計画）に定めなし	原則残留、異議を申し出れば承継
	承継される事業に主として従事する者以外	分割契約（計画）に定めなし	原則承継、異議を申し出れば残留

[8] 簡易組織再編

簡易組織再編とは、存続会社等（下表の「対象会社」のこと）が当該組織再編の対価として交付する株式等の財産価額が当該存続会社等の純資産額の5分の1以下（定款で引下げ可）等の要件を満たした場合に、存続会社等の**株主総会決議による承認を不要とする制度**である。

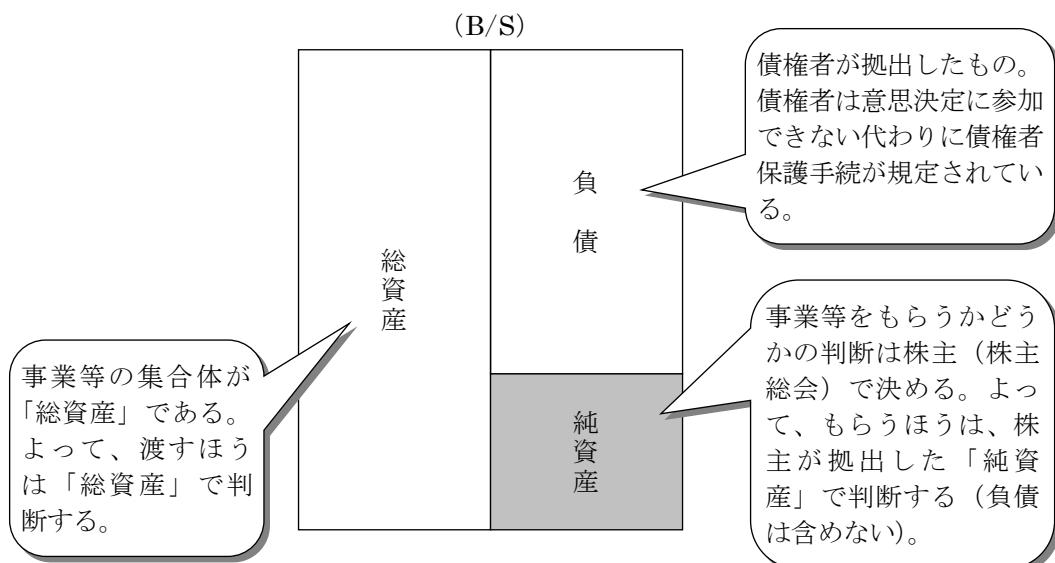
制 度		対象会社
事業譲渡（全部譲渡）		譲受会社 ^{※1}
合 併	吸収合併	存続会社
株式交換		完全親会社
会社分割	吸収分割	承継会社
	新設・吸収共通	分割会社 ^{※2}

※1 一部譲渡（譲受）の場合、そもそも譲受会社の株主総会決議は不要。

※2 分割会社では、純資産ではなく総資産の5分の1以下（定款で引下げ可）等の場合に承認株主総会が不要となる。事業譲渡の場合の、事業の「重要」な一部の譲渡と同じ要件である。

<考え方>

簡易組織再編にあたるかどうかの「5分の1」基準のベースとなるのは、事業や会社経営権をもらう会社（譲受会社、存続会社、完全親会社、承継会社）において「純」資産、渡す会社（分割会社、譲渡会社〔「重要」な一部の譲渡〕）は「総」資産と考えればよい。

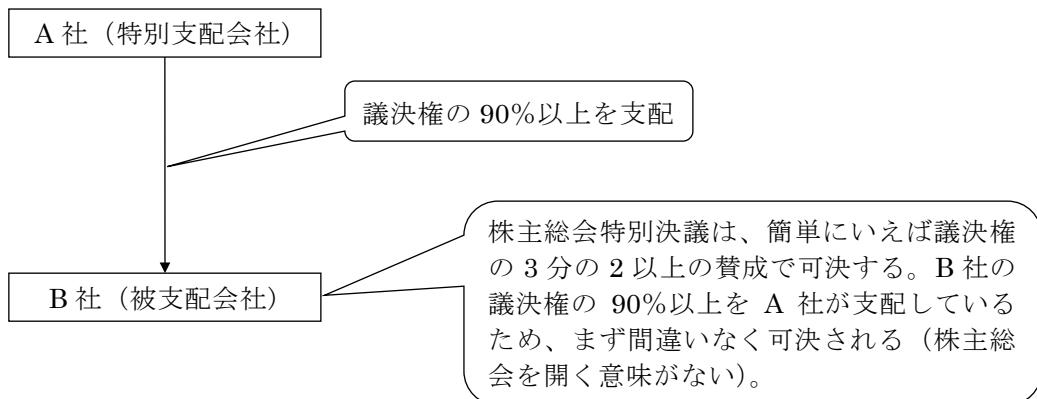


[9] 略式組織再編

略式組織再編とは、支配関係にある会社間での組織再編について、被支配会社での承認株主総会を不要とする制度である。被支配会社の総株主の議決権の 10 分の 9 以上（定款で引上げ可）を支配している会社を**特別支配会社**といい、**被支配会社での株主総会決議による承認は原則として不要**となる。会社設立を伴う新設合併、株式移転、新設分割では規定されていない。

制 度		対象会社（被支配会社の場合に適用）	
事業譲渡	事業の全部譲渡	譲渡会社	
	事業の重要な一部の譲渡		
	事業の全部譲受け	譲受会社	
合 併	吸収合併	存続会社	
		消滅会社	
株式交換		完全親会社	
		完全子会社	
会社分割	吸収分割	承継会社	
		分割会社	

<略式組織再編の考え方>



【例題】平成30年度第2問

下表は、合併及び会社分割の各手続において、簡易手続及び略式手続の有無を整理したものである。空欄A～Dに入る記号の組み合わせとして、最も適切なものを下記の解答群から選べ。

なお、該当する手続があるものについては「○」、ないものについては「×」を記載することにしている。

吸收合併		吸收合併存続株式会社		吸收合併消滅株式会社	
		簡易手続	略式手続	簡易手続	略式手続
○	○	A	B		
新設合併			新設合併消滅株式会社		
			簡易手続	略式手続	
			×	×	
吸收分割	吸收分割承継株式会社		吸收分割株式会社		
	簡易手続	略式手続	簡易手続	略式手続	
	○	○	○	○	
新設分割			新設分割株式会社		
			簡易手続	略式手続	
			C	D	

〔解答群〕

ア A:○ B:× C:× D:○

イ A:○ B:× C:× D:×

ウ A:× B:○ C:○ D:○

エ A:× B:○ C:○ D:×

(正解エ)

まず、新設型（新設合併、株式移転、新設分割）の場合、新設分割における分割会社の簡易組織再編を除き、簡易組織再編・略式組織再編が規定されていない。これがわかれば、C=○、D=×が判断でき、ピンポイントでエを選ぶことができる。

次に、簡易組織再編の場合、分割会社を除き、対象会社（株主総会が不要となる会社）は、事業・株式等をもらう会社である（事業譲渡における譲受会社、吸收合併に

における存続会社、株式交換における完全親会社、吸収分割における承継会社)。吸収合併における消滅会社、株式交換における完全子会社は、事業・株式等をあげる会社であるから、A=Xになる。

[10] 持分会社が絡む組織再編等

		合名会社	合資会社	合同会社
事業譲渡 ^{※1}	譲渡会社	○	○	○
	譲受会社	○	○	○
吸収合併	消滅会社	○	○	○
	存続会社	○	○	○
新設合併	消滅会社	○	○	○
	新設会社	○	○	○
株式交換 ^{※2}	完全子会社	×	×	×
	完全親会社	×	×	○
株式移転 ^{※2}	完全子会社	×	×	×
	完全親会社	×	×	×
吸収分割 ^{※3}	分割会社	×	×	○
	承継会社	○	○	○
新設分割 ^{※3}	分割会社	×	×	○
	新設会社	○	○	○

※1 事業譲渡はすべての会社（外国会社を含む）間で可能。会社と個人事業者の間でも可能。

※2 株式交換・株式移転は、合同会社が株式交換完全親会社になれるという例外だけ押さえておけばよい。

※3 会社分割では、分割会社（事業を渡すほう）になれるのは株式会社・合同会社に限られ、承継・新設会社（事業をもらうほう）はすべての会社がなれると押さえておけばよい。

<補足>

持分会社は「持分」を交付する（「株式」を交付できるのは株式会社のみである）。

[11] 対価の柔軟化

柔軟化が認められる類型	吸收型（吸收合併、株式交換、吸收分割）の組織再編行為 ^{※1}
対価の内容	株式または持分に代わる金銭等 ^{※2}

※1 新設型で認められていないのは、新設型において株式を全く用いないとすれば株主が存在しなくなるからである（株主が存在しない株式会社を会社法は想定しない）。

※2 財産的な価値があるものであれば制限はない。具体的には、金銭、社債、新株予約権、新株予約権付社債、現物、親会社・子会社・関連会社株式などが考えられる。

【例題】平成 26 年度第 18 問

エ 会社分割では分割承継資産の対価として承継会社の株式を発行しなければならないが、事業譲渡の対価は金銭に限られる。⇒×

【例題】令和元年度第 2 問

ア 事業譲渡の対価は、金銭でなければならず、譲受会社の株式を用いることはできない。⇒×

「対価の柔軟化」が認められているため、組織再編等において、対価が何かしらの財産に限られるということはない。

[12] 組織変更と種類変更

(1) 組織変更

組織変更とは、株式会社が持分会社に、あるいは持分会社が株式会社に組織を変更することをいう。

株式会社の手続	<ul style="list-style-type: none"> 組織変更計画の作成 総株主の同意 債権者保護手続
持分会社の手続	<ul style="list-style-type: none"> 組織変更計画の作成 総社員の同意（定款に別段の定めがある場合を除く） 債権者保護手続

総株主の同意が必要ということは、1 人でも反対する株主があれば認められないということである。したがって、組織変更には反対株主の株式買取請求権は規定されて

いない。

(2) 種類変更

種類変更とは、持分会社（合名会社、合資会社、合同会社）が、他の持分会社に種類を変更することをいう。種類変更は、**総社員の同意**（定款に別段の定めがある場合を除く）による**定款変更**により可能である。

なお、無限責任社員が有限責任社員になった場合であっても、無限責任社員当時に生じた債務（登記前に生じた債務）について、その者は引き続き無限責任社員としての責任を負う（583条3項）。また、有限責任社員が無限責任社員になった場合、有限責任社員当時に生じた債務について、その者は無限責任社員としての責任を負う（583条1項）。このように、持分会社の種類変更によって債権者に不利益は生じないため、種類変更に債権者保護手続は規定されていない（種類変更は、どの組み合わせであっても、無限責任社員が関係するため）。

2 会社法（計算）

1 資本金の額および準備金の額の減少

〔1〕 資本金の額の減少

原 則	株主総会特別決議	
例 外	株主総会普通決議	定時株主総会の決議であり、かつ減資を行った後に分配可能額が生じない場合（いわゆる欠損てん補にあてられること）

いずれの場合にも**債権者保護手続が必要**。

〔2〕 準備金の額の減少

原 則	株主総会普通決議（定時・臨時を問わない）
-----	----------------------

原則として、債権者保護手続が必要。ただし、i) 減少する準備金の額の全部を資本金に組み入れる場合、ii) 定時株主総会の決議によって欠損てん補にあてる場合（〔1〕「資本金の額の減少」の株主総会普通決議のケース）では、**債権者保護手続は不要**。

＜まとめ＞

- ・定時株主総会で減少させる場合であって、減少後に分配可能額が生じない場合
資本金：普通決議 + 債権者保護手続
準備金：普通決議（債権者保護手続は不要）

〔3〕 その他の論点

資本金および準備金の額を減少する場合、①減少額、②資本金→準備金（または準備金→資本金）とする場合はその額、③効力発生日について、株主総会の承認を得なければならない。ただし、債権者保護手続が必要な場合において債権者保護手続が終了していない場合、③の日時を過ぎていても効力は生じない（終了したときに効力が発生する）。

なお、③の規定（債権者保護手続が終了したときに効力が発生する規定）は、資本金および準備金の額を減少する場合に限られず、**債権者保護手続を必要とするすべての規定に共通**である。

＜参考＞

資本金の額を減らして準備金の額を増やすことは可能であるが、この場合における準備金は資本準備金を指す。資本金の額を減らして利益準備金の額を増やすことはできない。

【例題】平成 30 年度第 7 問

イ 資本金の額を減少させ、その減少させた金額と同じ金額だけ利益準備金の額を増やすためには、債権者異議手続を行う必要がある。⇒×

本肢は、そもそも、資本金の額を減らして利益準備金の額を増やすことはできないため、不適切となる。ただし、債権者保護手続の有無を論点としておらず、その点では、問題の作り方として適切か、やや疑問が残る。

2 剰余金の配当

原 則	株主総会普通決議 [*] （回数に制限はない）	
例 外	株主総会特別決議	現物配当をする場合において、株主に金銭分配請求権を与えない場合
	取締役会決議（取締役会設置会社）	1 事業年度中 1 回に限る（定款の定めが必要）（中間配当）

※ ①委員会設置会社系（指名委員会等設置会社および監査等委員会設置会社のこと）、または
②会計監査人設置会社かつ監査役会設置会社で取締役の任期を 1 年（以内）と定めた株式会社では、当該剰余金の配当を取締役会決議とする旨を定款に定めることができる（459 条 1 項）。

なお、純資産額が 300 万円を下回る場合には配当をすることができない。

【例題】平成 22 年度第 20 問

会社法における株式会社の剰余金の配当規定に関連する説明として、最も不適切なものはどれか。なお、本問における株式会社は、取締役会設置会社であるが会計監査人設置会社ではないものとする。

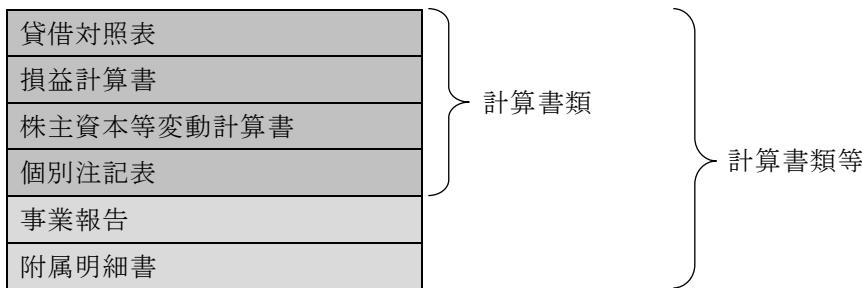
エ 定款で定めることにより一事業年度の途中において何回でも取締役会の決議によって中間配当をすることができる。ただし、配当財産は金銭に限られる。⇒×

株主総会決議によらないで、取締役会決議のみで、毎期の剰余金の配当（中間配当を除く）を行うことができる会社は、①委員会設置会社系、または②会計監査人設置会社

かつ監査役会設置会社で取締役の任期を1年（以内）と定めた株式会社である。①②いずれも会計監査人設置会社であることが前提となる。本問は「会計監査人設置会社ではない」という条件が付されているため、株主総会決議によらないで、取締役会決議のみで、毎期の剰余金の配当（中間配当を除く）を行うことはできないことになる。

3 計算書類関係

〔1〕計算書類と計算書類等



〔2〕計算書類等の作成・監査等

計算書類等は、簡略化すると以下のような流れになる。

作成→監査機関の監査→取締役会の承認→株主総会への報告・承認等→公告

以下、簡単に解説する。

(1) 作成・保存等

取締役（または執行役）が計算書類等を作成する。会計参与設置会社では会計参与が取締役（または執行役）と共同で、計算書類（およびその附属明細書）を作成する（会計参与は事業報告（およびその附属明細書）を作成しない）。

作成された計算書類（およびその附属明細書）は、10年間保存しなければならない（435条4項。事業報告には会社法上の保存義務はない）。

(2) 監査

会計監査人は計算書類（およびその附属明細書）の監査を行い、業務監査を行う機関（監査役（会）、監査委員会、監査等委員会）は計算書類等（会計監査人の監査後の計算書類を含む）を監査する。つまり、会計監査人は会計監査のみを行い、事業報告（およびその附属明細書）の監査は行わない。

(3) 取締役会の承認

(2)の監査を受けた計算書類等は、取締役会設置会社では取締役会の承認を受けなければならない（取締役会不設置会社では(1)→(2)→(4)と進む）。

また、取締役会設置会社においては、取締役は、定時株主総会の招集の通知に際して、株主に対し、取締役会の承認を受けた計算書類等を提供しなければならない。

(4) 株主総会への報告・承認等

(2)の監査を受けた計算書類等（取締役会設置会社ではさらに(3)の取締役会の承認を受けた計算書類等）は、定時株主総会において、その承認（普通決議）等を受けることになる。なお、(2)の監査機関がない株式会社では、(1)→(4)（取締役会設置会社では(1)→(3)→(4)）と進む。

＜定時株主総会による承認および報告＞

原 則	計算書類は承認必要 事業報告は報告のみ（承認不要）
例 外	会計監査人設置会社（かつ取締役会設置会社）では、事業報告に加えて計算書類も報告のみ（承認不要）

＜参考＞

上記に示した(1)→(3)→(4)という手続を経る取締役会設置会社とは、正確にいうと、大手会社以外（会計監査人設置会社以外という意味）の株式譲渡制限会社である取締役会設置会社で、監査役の代わりに会計参与を置いている株式会社のことである（会計監査人設置会社以外の株式譲渡制限会社で、取締役会設置会社かつ会計参与設置会社かつ監査役不設置会社のこと）。

(5) 公 告

	官報または日刊新聞紙による公告（要旨可）	電子公告（要旨不可）
大手会社以外	貸借対照表	貸借対照表
大手会社	貸借対照表および損益計算書	貸借対照表および損益計算書
有価証券報告書提出会社	不要	不要

<参考>

大会社は資本金 5 億円以上または負債総額 200 億円以上であるから、株主および債権者がたくさんいるというイメージである。ここで債権者に着目すると、株主と異なり、債権者は損益計算書を見る機会が少ない（株主であれば定時株主総会で損益計算書を見ることができる）。そこで、債権者に、大会社（債務者）の経営成績（売上、利益等）を知らしめる機会を与えるために、大会社では損益計算書の公告が必要とされている。

公告方法については、官報・日刊新聞紙は「紙」であるから、掲載スペースに応じた公告コスト（掲載料等）がかかる。その負担を減らすため、官報・日刊新聞紙では要旨可とされている。一方、電子公告（HP）では、スペースという概念がなく公告コストがほとんどかからないため、要旨ではなく全文の公告が必要とされている。

(6) 備置き・閲覧

各事業年度に係る計算書類等は、株主および債権者の閲覧請求に応えるために、定時株主総会の日の 1 週間（取締役会設置会社では 2 週間）前の日から、本店に 5 年間、写しを支店に 3 年間、備え置かなければならない。

【例題】平成 24 年度第 20 問

イ 計算書類及び事業報告については監査役の監査を受けなければならないが、附属明細書は監査役監査の対象とはならない。⇒×

監査役は、計算書類等について監査を行う。「附属明細書」も計算書類等に含まれるから、監査役監査（注：法律用語ではない）の対象となるため、不適切である。